

非常時優先業務抽出調査シート

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
1	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	気象情報等の伝達に関すること。	3	3	直接執行	○		現地	各種の内容を迅速・確実に伝達し、被害の拡大防止を図る。	関係部局 業者	市民 関係部 局 消防団	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	連絡系統を明確 にすると共に、非 常の際の通信手 段を確保する。	1時間以 内	人心の安定や被害の 拡大防止が図れない 恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	通常業務併用
2	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	災害救助法に基づ く清算事務の統括 に関すること。	3	1	直接執行	○			災害救助法第30条及び第44 条に基づき繰替弁償した費用 の情報を収集し、知事へ報告 する。	関係部 局	関係部 局 関係団 体	法令遵 守	2週間以 内	的確且つ迅速に 災害救助法に基 づく清算事務を行 うため、情報を収 集し、知事へ報告 する。	1ヶ月以 内	人心の安定や被害の 拡大防止が図れない 恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民生 活の維 持	各種手 当等の 支給	無	
3	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	災害対策本部の庶 務に関すること。	3	1	直接執行	○			災害対策基本法第23条に基 づき、災害が発生した又は発生 するおそれがある場合に地域 防災計画の定めるところによ り、本部を設置し、情報共有等 を行い、各対策を講ずる。	関係部 局 消防団	市民等 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	災害の状況判断 を行い、的確且つ 迅速な支援体制を 整える。	0時間 (中断が 許されな い)	災害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	災害対 策本部 の運 営	有	通常業務併用
4	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	本部員会議の庶務 に関すること。	3	1	直接執行	○			災害対策本部員を招集し、本 部員会議を開催する。	関係部 局 消防団		市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	災害対策本部員 を招集し、指揮命 令系統を確立する ため、本部員会議 を開催する。	1時間以 内	災害や被害状況等 の把握が遅れ、災害 対応に支障をきたす恐 れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	災害対 策本部 の運 営	有	発災後、1時間以内には、第1回 災害対策本部員会議を開催す る。
5	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	非常配備体制に関 すること。	3	1	直接執行	○			被害の防除及び軽減並びに災 害発生後における応急対策の 迅速且つ強力な推進を図るた め、体制を整える。	関係部 局 消防団	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	災害の状況判断 を行い、迅速且つ 的確な支援体制を 整える。	0時間 (中断が 許されな い)	災害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	災害対 策本部 の運 営	有	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
6	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	各部との連絡調整に関すること。	3	1	内部管理	○				災害対策基本法第23条に基づき、災害が発生した又は発生するおそれがある場合に地域防災計画の定めるところにより、本部を設置し、情報共有等を行い、各対策を講ずる。	関係部局	市民関係団体 消防団	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間 (中断が許されない)	災害の状況判断を行い、迅速且つ的確な支援体制を整える。	0時間 (中断が許されない)	災害や被害状況等が判明出来ず、支援等が遅れる恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	災害対策本部の運営	有	災害対策本部員会議との併用可能
7	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	防災会議の庶務に関すること。	3	1	直接執行	○				災害対策基本法第14条から第17条に基づき 防災会議委員により、災害対策に関する計画、情報収集、災害応急対応に係る機関の調整を行う。	関係部局 関係団体 委員	関係部局 消防団	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間 (中断が許されない)	防災会議委員から、当該災害に関する情報の収集を行う。	1時間以内	災害や被害状況等が判明出来ず、支援等が遅れる恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	通常業務併用
8	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	自主防災会との連絡に関すること。	3	1	直接執行	○				応急対策の推進を図る自主防災会の活動体制を確立し、その対応を講じる。	関係団体	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間 (中断が許されない)	災害時に当たっては、応急対策活動が円滑に実施できる体制を整える。	1時間以内	災害対策活動(共助)が円滑に実施できない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	
9	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	災害救助法発動のための被害認定に関すること。	3	1	直接執行	○				災害救助法の適用に関する被害状況を迅速且つ的確に情報収集及び報告する。	関係部局	関係部局 関係団体	法令遵守	0時間 (中断が許されない)	被災状況を的確且つ迅速に情報収集できるよう、非常の際の通信手段を確保する。	0時間 (中断が許されない)	人心の安定や被害の拡大防止が図れない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	
10	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	自衛隊・県職員等の派遣要請に関すること。	3	1	連絡調整	○				単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に対処しきれない状況が発生した場合、応急対策活動を円滑に実施する。災害対策活動を有効適切に実施し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る。	自衛隊 関係団体	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間 (中断が許されない)	災害時に当たって、応急対策活動が円滑に実施できる体制を整える。	0時間 (中断が許されない)	災害対策活動が円滑に実施できない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	渉外対応	無	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針	大項目			中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
11	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	関係機関との連携に関すること。	3	1	連絡調整	○			応急対策の推進を図る関係機関の活動体制を確立し、その対応を講じる。	関係部局関係団体	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	災害時に当たっては、応急対策活動が円滑に実施できる体制を整える。	0時間(中断が許されない)	災害対策活動が円滑に実施できない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	渉外対応	無	
12	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	高度情報通信ネットワークの運用に関すること。	3	2	連絡調整	○		現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線の適正な運用を行う。	職員業者	業務提供先	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	被災状況を的確に収集できよう、非常の際の通信手段を確保する。	0時間(中断が許されない)	人心の安定や被害の拡大防止が図れない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	通信・情報システムの確保	高度情報通信ネットワークの維持	無	
13	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	防災無線の運用に関すること。	3	2	連絡調整	○		現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線の適正な運用を行う。	職員業者	業務提供先	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	被災状況を的確に収集できよう、非常の際の通信手段を確保する。	0時間(中断が許されない)	人心の安定や被害の拡大防止が図れない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	通信・情報システムの確保	その他情報システムの確保	無	
14	総務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	防災無線の運用に関すること。	3	2	連絡調整	○		現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線の適正な運用を行う。	関係部局関係団体	関係部局関係団体	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	被災状況を的確に収集できよう、非常の際の通信手段を確保する。	0時間(中断が許されない)	災害情報の提供や被害の状況把握の遅延は、被害の拡大に繋がることとなる。	業務継続に必要な態勢の確保	通信・情報システムの確保	その他情報システムの確保	有	通常業務併用
15	総務部	財政班	総務部	財政課	通常業務	予算の調製及び執行に関すること。	3	1	計画立案	○			①当課が、翌年度の予算編成方針の決定や、各課から提出された予算要求書を基に査定を行い、市長査定を経て、新年度や補正の予算書を作成する。 ②当課が、年度中の適正な予算執行を実施できるよう指導するとともに、決算統計等の提出書類を作成する。	関係部局	関係部局	法令遵守	1週間以内	災害対策関係費の予算措置を行う。	1週間以内	早急な災害対策や災害復旧に支障をきたす恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	予算・決算関係部署の機能維持	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
16	総務部	財政班	総務部	財政課	通常業務	公用車の管理に関する こと。	3	1	内部管理	○				共用自動車として一括管理 することで車両台数の適正化を 図る。	関係部 局	関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	1週間以 内	公用車の配車計 画を策定する。	1週間以 内	建物等の倒壊、道路 の陥没、ガソリンの調 達が出来ないなどに より被災者の支援や 円滑な支援物資の搬 送が出来なくなる恐 れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	無	
17	総務部	被害調 査班	総務部	税務課	応急復 旧業務	り災台帳の作成に 関すること り災証明の発行に 関すること	3	16	その他	○			被災者生活再建支援金や災害 復興住宅融資などの被災者支 援制度の適用を受けたり、損害 保険の請求などを行う際に必 要となるり災証明書を発行す る。 り災証明書の発行のため、被 害の程度を認定する。	企画課 NTT西 日本(株)	市民(被 災者)	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	1週間以 内	り災証明書の発行 を速やかに行う。	1週間以 内	被災者が被災者生活 再建支援金や災害復 興住宅融資などの被 災者支援制度の適用 を受けたり、損害保険 の請求に支障をきた す恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	被災者 支援	り災証 明	有		
18	総務部	被害調 査班	総務部	税務課 収納課	応急復 旧業務	被害状況調査及び 報告に関する こと 被害状況に関する 区長との連絡に 関すること	3	3	連絡調 整	○		現地	災害現場の実態について自治 会組織の協力を得て、総務部 被害調査班を中心に災害調査 班を編成して被害状況の調査 をする。	自治会 組織	自治会 組織	その他	1週間以 内	家屋等の災害状 況を把握し報告す る。	1週間以 内	甚大な被害が生じた 場合、被害状況の把 握に相当の時間を要 することになるため、り 災証明の交付及び減 免手続きの開始は遅 れることになる。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	被災者 支援	り災証 明	有		
19	総務部	記録班	総務部	総務課	応急復 旧業務	庁内管理に関する こと。			内部管理	○			庁舎の被災状況の把握、来庁 している市民の安全確保すると ともに、一時避難者の受入体制 の整備を図る。	関係部 局 業者	市民 関係部 局 業者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	0時間 (中絶が 許されな い)	来庁者におけるケ ガ人への応急手 当、避難誘導の実 施や一時避難者 の受け入れが迅速 かつ適確に行うこ とができる。	1時間以 内	ケガ人の緊急搬送の 手配や来庁者、一時 避難者の安全を確保 するための避難誘導 を行う。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	救援	避難支 援	無	・津波襲来の危険性がある場 合、庁舎に防潮板を設置する。 ・給水が絶たれた場合、災害用ト イレの設置等を行う。	
20	総務部	記録班	総務部	総務課	応急復 旧業務	各部班の被害状況 の収集・報告に 関すること。 災害の処置状況の 記録に関する こと。 災害対策本部の記 録に関する こと。	3	3	内部管理	○			災害対策本部へ届けられる各 部からの報告事項の整理及び 取りまとめを行う。 各部からの報告に対する災害 対策本部の措置内容を整理す る。	関係部 局	関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	6時間以 内	市民等の生命・財 産の保護に必要と なる情報収集及び 整理を最低限とし て取り組む。 時間的、人間的に 余裕があればそ 他の情報の整理 、記録についても 行う。	24時間 以内	市民等の救出救護に 必要とされる期限は1 日と言われており、こ れに関する情報収集 のみに特化して取り 組む。 その他の情報の整理 、記録については、 24時間後からの着手 でも可とする。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設置・ 運営	災害対 策本部 の運営	無	市庁舎(災害対策本部)の機能と して必要なものの確保	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
21	総務部	記録班	総務部	総務課	応急復旧業務	輸送計画に関する	3	8	計画立案	○			関係部局による道路被害状況等を集約し、警察、道路管理者等との調整により緊急輸送用道路を確保する。陸上輸送、海上輸送、空中輸送から可能な手段を選択する。	関係部局警察業者	関係部局警察業者	社会経済活動機能の維持・早期復旧	1時間以内	被災者の生活の安定、復旧、復興に向けて各種資材等の輸送に着手する。	24時間以内	市民等の救出救護に必要とされる期限は1日と言われており、輸送計画よりもこれに関する業務に特化して取り組む。24時間後からは、被災者の生活の安定、復旧、復興に向けて各種資材等の輸送に着手する。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	災害対策本部の運営	無	市庁舎(災害対策本部)の機能として必要なものの確保
22	総務部	記録班	総務部	総務課	通常業務	庁内管理に関する	2	2	内部管理	○			庁舎管理上の施設・設備が正常に動作し、津波避難施設、災害対策拠点等としての機能の維持を図る。	関係部局業者	市民関係部局	社会経済活動機能の維持・早期復旧	0時間(中断が許されない)	庁舎内の安全が確保されており、想定している施設・設備が安定稼働している。電気、水道、ガス、電話等のライフラインが使用できる。	1時間以内	津波避難施設、災害対策拠点等としての機能が確保できない場合、直ちに機能回復を図らなければならないため。	業務継続に必要な態勢の確保	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の管理・機能維持	無	
23	総務部	出納班	会計課	会計課	通常業務	義援金品及び見舞金品の受付並びに出納に関する	4	1	内部管理	○		各受付窓口	①義援金品の受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付けし、リストを作成して分配部門に情報提供する。 ②金銭支給を行うために金融機関と調整して、速やかに必要な措置を講じる。	関係部局金融機関	関係部局	社会経済活動機能の維持・早期復旧	1週間以内	義援金品の内容の迅速な把握をする。	1週間以内	被災者への義援金品の的確な分配計画策定ができなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	被災者支援	見舞金・義援金等	無	(課題)義援金品の保管場所の確保が必要
24	総務部	議会連絡班	議会事務局	議事課	通常業務	議員の安否確認及び議員との連絡調整に関する	3	1	連絡調整	○			議員の安否確認及び議員との連絡調整を行う。また、災害復旧関連の補正予算等の議決が必要な場合は、当局と調整を図り、本会議の開催準備を行う。	職員	関係部局	市の機関及び他機関等への業務の影響	1週間以内	全議員の安否確認の完了と連絡調整方法の確認。必要により、本会議開催の準備。	1週間以内	市の応急復旧計画に支障をきたす恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	組織運営	有	
25	広報部	渉外班	企画部	秘書課	通常業務	国際交流に関する	3	9	連絡調整			現地	愛知県及び国際ボランティア団体等と連携し、日本語ができない在住外国人へ、避難に関する情報、防災マップを多言語で提供することで、情報収集の支援を行う。	職員	市民等	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	在住外国人が避難所へ避難することが出来る。	24時間以内	2次災害の危険にさらされている可能性がある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
26	広報部	渉外班	企画部	秘書課	応急復旧業務	災害視察者の応接及び見舞金品に関すること	4	1	その他	○			国・県代表者及び義援金を持った視察団等の対応、接待を行う。	職員	災害視察者	社会経済活動機能の維持・早期復旧	1週間以内	受入体制を確立する	1週間以内	時期に見合った支援が受けにくくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	被災者支援	見舞金・義援金等	無	
27	広報部	渉外班	企画部	秘書課	応急復旧業務	本部長、副本部長の秘書に関すること	3	1	内部管理	○			本部長、副本部長の安否確認、スケジュール・体調管理、災害対策本部事務局との連携	職員	本部長 副本部長	その他	1時間以内	本部長、副本部長と合流して、情報提供を行う。	3時間以内	指示系統に混乱をきたす。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	職員の参集、安否確認	無	
28	広報部	職員班	企画部	人事課	応急復旧業務	非常配備体制の人員の把握に関すること	3	1	内部管理	○			①出勤者の集約 ②未出勤者の安否確認	各部署	災害対策本部	市の機関及び他機関等への業務の影響	3時間以内	出勤者(稼働可能人員)の把握	6時間以内	随時参集状況を把握する必要があるが、初動体制においては、すでに稼働可能となっている「出勤者」の把握が急務である。なお、安否確認はその次の段階となる。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	職員の参集、安否確認	無	時間の経過とともに、他自治体からの自発的な応援職員や職員OB等の参集が想定される。
29	広報部	広報班	企画部	企画課	応急復旧業務	広報班の協力	3	3	直接執行			現地	広報班と協力し、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示、注意報・警報等情報を伝達する。	職員	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	3時間以内	重要な情報を共有する。	12時間以内	避難場所や災害情報を求めて、市民が混乱することとなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	
30	広報部	広報班	企画部	企画課	通常業務	広報班の協力	3	3	直接執行	○			市ホームページなどを通じて、被害状況や避難所の開設状況などを広報する。	職員	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	3時間以内	重要な情報を共有する。	24時間以内	避難場所や災害情報を求めて、市民が混乱することとなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
31	広報部	広報班	企画部	企画課	応急復 旧業務	緊急パトロール及 び通信電気ガス交 通機関との情報交 換に関する事	3 14 15	連絡調 整	○				参集時に各職員が得た情報や 市内のパトロール等により収集 した情報を、関係機関及び部署 等に伝達するとともに、通信電 気ガス交通機関との情報交換 を密にし、効率的で一刻も早い 応急対策及び復旧に向けた働 き掛けをする。	業者 関係部 局	業者 関係部 局	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	24時間 以内	主要路線等にお けるライフライン等 の早期復旧の実 現。	1週間以 内	市民生活に支障をき たし、被害の拡大を招 く恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	インフラ の維持・早 期復旧	通信電 気ガス 交通機 関の復 旧	無	
32	広報部	広報班	企画部	企画課	通常業 務	情報システムに関 すること		直接執 行	○				システム及びネットワ ーク等の インフラの復旧作業を行う。	情報シ ステム最 適化事 業委託 業者(西 日本電 信電話 株式会 社名古 屋支店)	市民	市の機 関及び 他機関 等への 業務の 影響	3時間以 内	システムの正常稼 働(住民記録デー タを打ち出せる)	3日以内	住民の安否確認等 を行う上で、被災者台 帳の作成が必要とな るが、そのベースとな る住民記録データを 打ち出すことが出来 ない。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	通信・ 情報シ ステム の確保	その他 情報シ ステム の確保	無	
33	広報部	広報班	企画部	市民協 働課	通常業 務	市民交流センター の管理に関する事 件		直接執 行	○			市民交 流セン ター	市民を 対象と した情 報発信 ・市民 交流の 場とし て、ま た、市 民活 動等を 支援す るため 、貸室 事業・ 市民交 流事業 等を行 う。	関係部 局	市民	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	0時間 (中断 が許さ れない)	来館者 の館外 避難誘 導	0時間 (中断 が許さ れない)	来館者 が死傷 する。	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	救援	避難支 援	有	災害の種類や規模(災害ボラン ティア支援本部設置期間)によ り、着手・目標時間は変動する。
34	広報部	広報班	企画部	市民協 働課	応急復 旧業務	注意報・警報等情 報の市民に対する 伝達に関する事	3 3	直接執 行	○				気象通報票により受伝達の迅 速化を図り、防災行政無線、広 報車の巡回及び報道機関への 情報提供等の広報手段によ り、市民への災害広報を実施 する。	関係部 局調 査機 関	市民	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	0時間 (中断 が許さ れない)	迅速かつ的確な 情報を伝達する。	0時間 (中断 が許さ れない)	情報伝達の遅れや 誤った情報の伝達を 行うことで、市民の混 乱を招く恐れがある。	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	救援	避難支 援	無	
35	広報部	広報班	企画部	市民協 働課	応急復 旧業務	り災者に対する救 護方法等の伝達に 関すること	3 3	直接執 行	○				り災者に対し、救護所の開設状 況等を報道機関や広報車等の 広報手段により伝達する。	関係部 局自 主防 災会 報道 機 関 事業 所	市民	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	12時間 以内	市民へ正確な情 報を迅速に伝える 。	6時間以 内	救援等が遅れ、被害 が拡大する恐れがあ る。	市民等 の生命 ・身体 ・財産 の保護	救援	避難支 援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
36	広報部	広報班	企画部	市民協働課	応急復旧業務	避難勧告又は指示の伝達に関する事	3	10	直接執行	○				防災行政無線、広報車の巡回及び報道機関への情報提供等の広報手段により、事前避難、緊急避難、収容避難に区分して、危険の周知や避難警報を発令し、市民へ災害広報を実施する。	関係部局 事業所	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間 (中断が許されない)	危険地域の市民に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行う。	0時間 (中断が許されない)	帰宅困難者や避難が遅れる場合があり、被害が拡大する恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	
37	広報部	広報班	企画部	市民協働課	応急復旧業務	緊急パトロール班に関する事	3	3	直接執行	○				①亀崎地区、乙川地区、半田地区、成岩地区に分かれ、各方面のパトロール及び避難所の開設等を広報する。 ②災害の状況及び被害状況等の収集を行う。	関係部局 自主防災会	市民 自主防 災会	市民等の生命・身体・財産の保護	1時間以内	広報車により、情報の収集、伝達及び避難所開設の指示等を行う。	0時間 (中断が許されない)	帰宅困難者や避難が遅れる場合があり、被害が拡大する恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	
38	広報部	広報班	企画部	市民協働課	応急復旧業務	災害ボランティア支援本部の運営に関する事	3	4	その他				市民交流センター 児童センター(5か所)	災害対策本部(及び支部)から災害ボランティア支援本部・支部設置の決定を受け、市民交流センター館内整備や資機材確保を行い、社会福祉協議会やボランティアグループと調整を行う。	半田市 社会福祉協議会・半田 災害支援ボラン ティア コーディネーター の会	市民、ボ ランティ ア	その他	3日以内	災害支援ボランティア支援本部・支部を設置し、ボランティアの受け入れをできるようになる。	3日以内	災害支援ボランティアを受け入れる体制が整わず、復旧復興への出足が遅れる恐れがある。また、ボランティア受け入れに対する問い合わせが災害対策本部に集中し、本部業務に支障をきたす恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	有	
39	広報部	広報班	企画部	市民協働課	応急復旧業務	通信電気ガス交通機関との情報交換に関する事	3	15	直接執行	○				災害対策本部及び市民に電力、ガス、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込みを報告する。主要道路、交通機関の被害状況及びこれに関する応急対応活動状況及び復旧見込みを報告する。	事業所	市民 関係部 局	市民等の生命・身体・財産の保護	1時間以内	関係機関の通信窓口及び連絡系統を明確にし、非常時の通信手段の確保を図る。	3時間以内	ライフラインの被害状況の把握が遅れ、関係部局や市民に現状及び復旧見込みを伝えることができず、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	
40	広報部	広報班	企画部	市民協働課	通常業務	市民相談に関する事			直接執行				市民交流センター	法律的な相談窓口の開設	愛知県 弁護士 会半田 支部所 属弁護 士	市民(法 律的な 問題を 抱える 市民)	市民等の生命・身体・財産の保護	2週間以内	電話回線復旧後、速やかに相談の予約受付を開始し、予約状況の伝達や予約の変更等を受けられるようにする。また、弁護士との連絡・調整を行う。	2週間以内	災害により被災者が多くの問題を抱える可能性があり、相談できない場合は、市民生活に支障をきたす可能性がある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	相談業務	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
41	広報部	広報班	企画部	市民協働課	応急復旧業務	被災者の相談に関すること	3	4	その他			市民交流センター	被災者への広報を行い、被災者のボランティア派遣に関するニーズを把握する。	関係部局 半田市 社会福祉協議会 半田災害支援ボランティア コーディネーターの会	市民(被災者)	その他	3日以内	被災者のボランティア支援要請(ニーズ)を把握、集約し、ボランティアの派遣につなげられる体制を立ち上げる。	3日以内	災害支援ボランティアを派遣することができず、復旧・復興が遅れる恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	相談業務	有	
42	広報部	広報班	企画部	市民協働課	通常業務	市民交流センターの管理に関すること			直接執行			市民交流センター	市民を対象とした情報発信・市民交流の場として、また、市民活動等を支援するため、貸室事業・市民交流事業等を行う。	関係部局	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	①会議室予約者への災害復旧対応による使用不許可(見込み)の伝達 ②災害ボランティア支援本部閉鎖に基づく通常の貸室業務等の再開	①1週間以内 ②その他	①会議室予約者から会議室利用見込みに関する問い合わせが入る。 ②通常の貸室業務の再開が遅れ、災害前からの会議室予約者への対応や新規予約者の受付に支障が出る。	業務継続に必要な態勢の確保	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の管理・機能維持	有	災害の種類や規模(災害ボランティア支援本部設置期間)により、着手・目標時間は変動する。
43	広報部	広報班	監査委員事務局	監査委員事務局	応急復旧業務	注意報・警報等情報の市民に対する伝達に関すること。り災者に対する救護方法等の伝達に関すること。避難勧告又は指示の伝達に関すること。被害状況等の撮影及び記録に関すること。緊急パトロール班に関すること。	3	3	直接執行	○			公衆電気通信施設の利用、防災行政無線、報道機関、広報車などによる情報の収集、伝達するとともに、災害広報及び報道に努める。	県	県報道機関 水道事業者 消防	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	正確な災害情報の収集に努めるとともに、市民に迅速かつ的確な情報を伝達する。	0時間(中断が許されない)	的確な災害情報を市民に伝達しないことで、被害が拡大する恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	有	
44	救護部	避難所班	市民経済部	市民課	通常業務	来庁者の安全な避難、負傷者の救助に関すること。			直接執行	○			来庁者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。	関係部局	市民等	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	来庁者を安全に避難させる。	0時間(中断が許されない)	来庁者に生命の危険を与える恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	有	
45	救護部	避難所班	市民経済部	市民課	応急復旧業務	避難所の開設及び管理運営に関すること	3	10	直接執行			公民館・小中学校等	住宅倒壊等の被害を受けた、又は受ける恐れがあり、避難が必要な市民について、建物の安全性を確認したうえで、避難所を開設し収容・保護する。	関係部局 避難所に指定された公民館・小中学校等	市民等	市民等の生命・身体・財産の保護	1時間以内	各地域の避難所を必要に応じて適宜開設、運営する。	1時間以内	災害により居所を失った被災者の居場所を確保することができない。避難が遅れると生命の危険を与える恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	有	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
46	救護部	避難所 班	市民経 済部	市民課	通常業 務	埋火葬に関するこ と	3	13	許認可	○				遺族から死亡診断書又は死体 検案書が添付された死亡届を 受理し、速やかに火葬許可証 を交付する。	病院・医 院・半田 斎場	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	遺族捜索に協力 し、遺族判明後速 やかに死体検案 書が添付された死 亡届を受理し火葬 許可証を交付す る。	死亡届 受理後 速やか に	身元の判明が遅くな ると火葬ができないた め、遺体の安置所や 斎場に遺体が放置状 態となる。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	生活環 境の維 持	遺体搬 送・収 容	有	
47	救護部	避難所 班	福祉部	国保年 金課	応急復 旧業務	避難所の開設及び 管理運営に関する こと	3	10	直接執 行				公民館・ 小中学 校等	災害によって現に被害を受ける おそれがある市民に早めに避 難所を開設することで生命の安 全確保ができる。	関係部 局 避難所 に指定さ れた公 民館・小 中学校 等	避難所 に指定さ れた公 民館・小 中学校 等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1時間以 内	市民を安全な避難 所に避難させる。	1時間以 内	避難が遅れると生命 の危険を与える恐れ がある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	
48	救護部	避難所 班	福祉部	国保年 金課	通常業 務	被保険者証・受給 者証等の(再)交付 に関すること			直接執 行	○			災害によって被害を受けた被 保険者等に対し被保険者証・ 受給者証等を交付することによ り、適正な医療の機会の確保 ができる。	各医療 機関・各 所健康 保険団 体等	被災を 受けた 期保 険者 等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	災害によって被害 を受けた被保険者 等の適正な医療 機会の確保。	2週間以 内	健康、及び生命の危 険を与える恐れがあ る。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	有	災害の規模、被害の状況によっ ては、庁内システムや、各種健 康保険団体等との通信が途絶え る可能性がある。	
49	救護部	避難所 班	福祉部	国保年 金課	通常業 務	保険税・料等の減 免申請及び利用者 負担等の減免申請			直接執 行	○			災害によって被害を受けた被 保険者等に対し各種減免申請 を受け付けることにより市民の 生命・財産の保護を図る。	各医療 機関・各 所健康 保険団 体等	被災を 受けた 期保 険者 等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	災害によって被害 を受けた被保険者 等の生命・財産の 保護	2週間以 内	生命・財産に危険を 与える恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	有	災害の規模、被害の状況によっ ては、庁内システムや、各種健 康保険団体等との通信が途絶え る可能性がある。	
50	救護部	避難所 班	健康子 ども部	スポー ツ課	通常業 務	利用者の安全な避 難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行				半田運 動公園 を始め とする 体育 施設	利用者の安全確保、避難誘 導、負傷者救助のために速や かに必要な措置を講じる。	関係部 局 業 者	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許され ない)	利用者を安全に 避難させる	0時間 (中断が 許され ない)	利用者に生命の危険 を与える恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	避難支 援	有	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
51	救護部	避難所 班	健康子 ども部	スポー ツ課	応急復 旧業務	施設の被害状況の 確認、業務再開に 向けた復旧に関する こと	4	2	直接執 行			半田運 動公園 を始めと する体育 施設	被害状況を確認し、業務再開 に向け必要な措置を速やかに 講じる。	業者	市民	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	24時間 以内	施設の再開	1ヶ月以 内	体育施設としての機能 が果たせない。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	
52	救護部	避難所 班	健康子 ども部	スポー ツ課	応急復 旧業務	所管する施設の被害 調査、報告及び 復旧に関すること			直接執 行			半田運 動公園 を始めと する体育 施設	所管する施設の被害状況を調 査、把握し、応急危険度判断を 早期に実施し、使用の可否を 判断する。また、必要に応じて 施設の応急修理を行う。	関係部 局 業者	関係部 局 業者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1時間以 内	施設の被害状況 を調査・把握し、応 急危険度判断を 早期に実施し、使 用の可否を判断 する。また被害状 況が軽度の場合 は応急補修を行 う。	24時間 以内	所管する施設には、 避難所及び応急避難 所に指定されている 施設もあるため、施設 の倒壊等による二次 災害が発生し、被害 の拡大を招く恐れが ある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	応急危 険度判 定の実 施	有	
53	救護部	避難所 班	教育部	生涯学 習課	通常業 務	来館者の安全な避 難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行			雁宿 ホールを 始めとす る社会 教育関 係施設	来館者の安全確保、避難誘 導、負傷者救助のために速や かに必要な措置を講じる。	職員	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	来館者の安全を 確保する。	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険 が及ぶ恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	有	
54	救護部	避難所 班	教育部	生涯学 習課	応急復 旧業務	施設の被害状況の 確認、業務再開に 向けた復旧に関する こと	4	2	直接執 行			雁宿 ホールを 始めとす る社会 教育関 係施設	被害状況を確認し、業務再開 に向け必要な措置を速やかに 講じる。	業者	市民等	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	24時間 以内	雁宿ホール業務 再開	1ヶ月以 内	教育文化施設として の機能が果たせな い。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	
55	救護部	避難所 班	健康子 ども部	子育て 支援課	通常業 務	二次福祉避難所に 関すること	2	6	内部管 理	○			各避難所、福祉避難所の開設 状況を把握し、支援の必要な 人員、場所の情報を整理のう え、支援の必要度に応じて福祉 避難所の人員割り当て、調整を はかる。	避難所 社会福 祉協議 会他関 連機関	避難所 社会福 祉協議 会他関 連機関	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	支援度合いの把 握や各施設への 人員割り宛ての目 途をつける。	1週間以 内	支援の度合いによる が、被災者の最低限 の衣食住の生活環 境、活動を回復させる 目標として1週間程度 を目標として考えるた め。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
56	救護部	避難所班	健康子ども部	子育て支援課	通常業務	児童センター管理運営業務	3	4	内部管理	○		現地	災害ボランティア支援支部となる施設の機能要件の確認	社会福祉協議会(支援本部)	社会福祉協議会(支援本部)	その他	24時間以内	支部としての施設機能を果たし得るかを確認する。	3日以内	災害ボランティア支援本部、支部の立ち上げが3日目から1週間を目途としているため	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	
57	救護部	避難所班	健康子ども部	子育て支援課	通常業務	子育て支援センターの管理に関すること			直接執行			子育て支援センター	子育て支援を目的に未就学の子どもとその親が子育てに必要な支援を受けられるよう①子育て支援事業②一時預かり事業③ファミリーサポートセンター事業を実施する	①②(社福)半田同僚園 ③会員(市民)	市民(子育て支援サービスの利用者)	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	①利用者の安全確保、避難誘導 ②利用乳幼児の安全の確保、保護者への連絡、迎えがあるまで預かりを継続実施 ③活動中の会員は対象児の安全確保、保護者への連絡、迎えがあるまで活動を継続	0時間(中断が許されない)	①利用者の生命が脅かされる ②利用乳幼児の生命が脅かされる ③対象児の生命が脅かされる	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	②について、24時間以内に迎えない場合は、担当職員を付けて避難所へ避難させる。 ③について、保護者に引き渡すまで活動を継続し、場合によっては一緒に避難所へ避難させる。
58	救護部	避難所班	健康子ども部	子育て支援課	通常業務	児童発達支援等事業業務			その他	○			被災状況により二次福祉避難所として開設するかを把握し、避難所となる場合はその機能へ、サービス事業所として機能する場合は、通常業務への復旧、履行に努めるとともに国の情報に留意して対応する。	サービス事業所	市民	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	二次福祉避難所としての機能を果たし得るかを確認する。	3日以内	災害ボランティア支援本部、支部の立ち上げが3日目から1週間を目途としているため	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	地域福祉課、高齢介護課が所管する福祉施設と同調
59	救護部	避難所班	健康子ども部	子育て支援課	通常業務	児童手当、児童扶養手当、愛知県遺児手当、半田市遺児手当支給事務			内部管理	○			児童手当、児童扶養手当、愛知県遺児手当、半田市遺児手当を支給する。	NTT西日本	各手当受給者	その他	2週間以内	児童手当、児童扶養手当、半田市遺児手当を支給する。	1ヶ月以内	支給日が法及び条例等で定められているため。(支給月:2月、4月、6月、8月、10月、12月) ただし、東日本大震災規模の場合、法定受託事務は、国からその後の対応等について、通知や法の改正がある。	市民等の生命・身体・財産の保護	市民生活の維持	各種手当等の支給	無	各手当を支給することにより家庭等における生活の安定に寄与する必要があるため。ただし、システム及び金融機関等が稼働していなければ、事務処理及び振込手続ができない。
60	救護部	避難所班	健康子ども部	幼児保育課	応急復旧業務	避難所の開設及び管理運営に関すること	3	9	直接執行			各避難所	住宅倒壊等の被害を受けた、又は受ける恐れがあり、避難が必要な市民について、建物の安全性を確認したうえ、避難所を開設し収容・保護する。	関係部局	避難者	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	各地域の避難所を、必要に応じて適宜、開設・運営する。	0時間(中断が許されない)	災害により居所を失った被災者の居場所が確保できない。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目		
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間
61	救護部	避難所 班	健康子 ども部	幼児保 育課	応急復 旧業務	園児の応急保育に 関すること			直接執 行	○		現地	各保育園の被害状況を把握し、入所者への対応を調整し、応急保育を実施する。	関係部 局	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	各保育園の状況把握及び園児・保護者への対応を調整し、応急保育を実施する。	1週間以 内	早急に保育を必要としている市民もいると考えられ、市民生活に影響を及ぼす可能性があるため。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	教育の 早期再 開	被災児 童・生 徒への 支援	無	
62	救護部	避難所 班	健康子 ども部	幼児保 育課	通常業 務	保育園入園に関す ること			直接執 行	○		現地	災害復旧に伴う入園業務及び通常入園業務の実施	関係部 局	市民	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	2週間以 内	保護者への情報提供(開園状況等)を行い、災害対応終息時には速やかに通常体制への移行を図る。	1ヶ月以 内	保育を必要としている市民の生活に影響が及ぶため。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	教育の 早期再 開	被災児 童・生 徒への 支援	無	
63	救護部	避難所 班	健康子 ども部	幼児保 育課	応急復 旧業務	園児の安否調査・ 報告に関すること	3	1	直接執 行	○		現地	災害対策本部への市内保育園児の安否、避難状況の報告	関係部 局	市民 関係部 局	市の機 関及び 他機関 等への 業務の 影響	24時間 以内	災害対策本部へ市内保育園児全員の安全、避難状況を確認し報告する。	24時間 以内	園児の安否を正確に把握し、安否の確認が取れない児童については、救助・捜索を要請するため。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設置・ 運営	被害情 報の収 集・広 報	無	
64	救護部	避難所 班	健康子 ども部	幼児保 育課	応急復 旧業務	施設の安全点検、 整備及び応急補修 に関すること	4	2	直接執 行	○		現地	施設の安全点検、使用可能区域・立ち入り禁止区域の判別、応急補修	業者 関係部 局	業者 市民 関係部 局	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1時間以 内	震災後速やかに施設の被害状況を確認し、災害対策本部へ報告する。危険判断を早期に実施し、施設が継続使用できる場合は、必要な応急補修を行う。	24時間 以内	施設の倒壊等、被害の拡大を招く恐れがあるため。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	応急危 険度判 定の実 施	無	対応は、避難所班を除く。
65	救護部	避難所 班	福祉部	高齢介 護課	応急復 旧業務	避難所の開設及び 管理運営に関す ること 福祉避難所及び二 次福祉避難所に関 すること	3	10	直接執 行			各避難 所	住宅倒壊等の被害を受けた、又は受ける恐れがあり、避難が必要な市民について、建物の安全性を確認したうえ、避難所を開設し収容・保護する。また、心身の状況等により避難所での生活が困難な方のため、福祉避難所及び二次福祉避難所を開設する。	関係部 局 半田市 社会福 祉協 議会 二次福 祉 避難 所(協 定締 結社 会福 祉 施設等)	避難者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1時間以 内	各地域の避難所を、必要に応じて適宜、開設・運営する。	3時間以 内	災害により居所を失った被災者の居場所が確保できない。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標の設定		目標設定の理由			基本 方針	大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署						その他	目標レベル (目標とする状況)	目標 時間						「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
66	救護部	避難所 班	福祉部	高齢介 護課	応急復 旧業務	介護保険施設、介 護サービス事業所 の被害状況等の把握 に関すること	3	10	連絡調 整	○			介護入所施設や介護サービス 事業所の被害状況やサービス 提供の継続の可否等を確認 し、要介護者の状態に応じて、 被災を免れた施設等への緊急 一時入所やサービス事業所 の変更等の調整を図る。	関係部 局 介護保 険施設 介護サ ービス 事業所	要介護 者(介護 サービス 利用者)	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	各施設等の被害 状況や配置できる 人員の状況等を 把握して、要介護 者への対応につ いて調整し、応急 的なサービス提供 を図る。	1週間以 内	避難所(福祉避難所、 二次福祉避難所を 含む)の開設期間が原 則7日間であり、それ 以降の要介護者に対 する介護サービスの 提供が継続できなくな る恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	災害の規模、被害の状況によっ ては、施設等との連絡手段(電話 等)が途絶える可能性がある。	
67	救護部	避難所 班	福祉部	高齢介 護課	応急復 旧業務	養護老人ホームの 被害状況等の把握 に関すること	3	10	連絡調 整	○			養護老人ホームの被害状況や 保護措置の継続の可否等を確認 し、入所者の状態に応じて、 被災を免れた他施設等への緊急 一時入所等の調整を図る。	関係部 局	半田養 護老人 ホームL ink入所 者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	各施設等の被害 状況や配置できる 人員の状況等を 把握して、入所者 への対応について 調整を行う	1週間以 内	避難所(福祉避難所、 二次福祉避難所を 含む)の開設期間が原 則7日間であり、それ 以降の入所者に対 する保護措置が継続 できなくなる恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	災害の規模、被害の状況によっ ては、施設等との連絡手段(電話 等)が途絶える可能性がある。	
68	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	高齢介 護課	通常業 務	高齢者の相談支援 に関すること			連絡調 整	○		半田市 包括支 援セン ター	高齢者の相談・支援を早急に 通常の状態に復旧する必要がある	半田市 包括支 援セン ター	高齢者 やその 家族など	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	通常の相談支援	3日以内	疾病等の内容によっ て、早急な支援の必 要なケースがあるた め身体状況や疾病の 状況が悪化する恐れ がある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無		
69	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	高齢介 護課	通常業 務	高齢者のサービス 支給に関すること (要介護認定者へ のサービス支給も 含む)			連絡調 整	○		各サービ スを行っ ている事 業所	高齢者(要介護認定者を含む) へそれぞれ必要なサービスを 支給し高齢者への福祉の増 進、家族の負担軽減を図る。	介護保 険事業 所等	高齢者 やその 家族など	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	3日以内	通常の状態での サービス支給	1週間以 内	サービス等の内容によっ て、早急な支援の必 要なケースがあるた め身体状況や疾病の 状況が悪化する恐れ がある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	事業所等の被災状況の確認、各 サービスを実施できる事業所の 調査及びあつせん等が必要にな る	
70	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	高齢介 護課	通常業 務	措置者の安否確認			直接執 行	○		措置先 の施設	半田市社会福祉事務所が法に 基づき措置をおこなった各施設 入所者の安否確認(老人福祉 法による施設への措置や虐待 関係による施設への措置があ る)	特別養 護老人 ホーム、 養護老 人ホー ムなど	被措置 者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	措置者の安全確 保	24時間 以内	入所者の生命の危機 を招く恐れがある	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	現在措置者の大半は半田市老 人ホーム。1名のみ東浦町の東 和荘。	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
71	救護部	避難所 班	教育部	図書館	通常業 務	来館者の安全な避 難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行			図書館 博物館	来館者の安全確保、避難誘 導、負傷者救助のために速や かに必要な措置を講じる。	職員	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	来館者を安全に 避難させる	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険 を与える恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	有	
72	救護部	避難所 班	教育部	図書館	応急復 旧業務	図書館の被害状況 の確認、業務再開 に向けた復旧に関 すること	4	2	直接執 行			図書館 博物館	被害状況を確認し、業務再開 に向け必要な措置を速やかに 講じる。	業者	市民等	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	24時間 以内	図書館業務再開	1ヶ月以 内	教育文化施設として の機能が果たせな い。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	
73	救護部	避難所 班	教育部	博物館	通常業 務	来館者の安全な避 難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行			図書館 博物館	来館者の安全確保、避難誘 導、負傷者救助のために速や かに必要な措置を講じる。	職員	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	来館者の安全を 確保する。	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険 が及ぶ恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	有	
74	救護部	避難所 班	教育部	博物館	通常業 務	博物館事務の復旧 に関すること	4	2	直接執 行			図書館 博物館	被害状況を把握し、業務再開 に向け、必要な措置を速やか に講じる。	職員 業者	市民等	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	通常業務の再開	1ヶ月以 内	教育文化施設として の機能が果たせな い。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	
75	救護部	避難所 班	教育部	博物館 (新美南 吉記念 館)	応急復 旧業務	新美南吉記念館の 損傷に伴う収蔵・展 示品の保管に関す ること。	4	2	直接執 行			新美南 吉記念 館	原稿、日記、手紙等、貴重な展 示・収蔵品の被害状況を確認 し、収蔵庫・展示室の被害によ り被災後の保管に関して支障 がある場合は、必要な措置を 講じる。	南吉記 念館	関係部 局	その他	3時間以 内	収蔵・展示品の保 管について、支障 のない状態とす る。	24時間 以内	建物のクラック等によ り雨水が流入した場 合、収蔵品にカビ・腐 敗等が発生し、財産・ 資料価値が損なわれ る。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
76	教育部	学校班	各幼稚園	各幼稚園	応急復旧業務	園児の避難指導及び応急教育に関すること	3	22	直接執行	○		各幼稚園	園施設の被災及び園児の被災により長期間にわたり幼児教育等が中断することを避けるため、応急な幼児教育施設の確保、応急幼児教育実施に向けた体制を早期に確立し、幼稚園業務を再開する。	関係部局	各幼稚園 園児保護者	市民等の生命・身体・財産の保護	2週間以内	幼稚園業務の再開。 ※ただし津波等により被災状況が各園により異なるため、個別の対応が必要となる。	1ヶ月以内	幼児教育が長期間にわたり再開できない場合は、幼児教育を望む市民の生活に影響が及ぶ恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援	有	
77	救護部	福祉・防疫班	福祉部	地域福祉課	応急復旧業務	避難行動要支援者に関すること	2	6	直接執行	○		各避難所等	市が予め作成し、保管している避難行動要支援者名簿を各避難所へ届け、自治体、民生委員等の地域の関係機関と連携しながら、要支援者の安否確認や避難支援を行う。	自治体、民生委員等	各避難所等	市民等の生命・身体・財産の保護	6時間以内	要支援者の安否を確認するとともに、確認ができない場合は捜索等を行う。	3日以内	要支援者の生命の危機を招く恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	避難支援	無	平成27年度に避難行動要支援者名簿の作成を作成し、平常時から地域の関係機関へ名簿情報を提供したが、今後は要支援者名簿の各対象者の個別支援計画を策定することが望ましい。 ・発災時に避難支援を行う者 ・避難支援を行うにあたっての留意点 ・避難支援の方法 ・避難場所、避難経路 ・対象者本人と連絡が取れない時の対応等の情報も名簿に記録し、地域の関係機関と共有できるよう検討する。
78	救護部	福祉・防疫班	福祉部	地域福祉課	応急復旧業務	応急給与物資(生活必需物資)の配給に関すること	3	11	連絡調整	○			他班により調達され、一時保管場所に備蓄された応急給与物資を各避難所等からの需要に応じて配布計画(数量、配達日時)を作成し、運送業者等へ依頼をする。	運送業者等	各避難所等	市民等の生命・身体・財産の保護	6時間以内	各避難所から災害対策本部に寄せられた物資の需要を集約し必要な物資を必要な避難所等へ配給する。	24時間以内	市民の生命・身体への安全に影響を及ぼす恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	生活必需物資の供給	有	商工・農務班により調達が図られ、一時保管場所に配送された物資、また、各防災倉庫に保管された物資を各避難所等へ配給しようとする際のトラック等への荷揚げ作業を行う担当班の選定が必要。
79	救護部	福祉・防疫班	福祉部	地域福祉課	通常業務	障がい者の相談、支援に関すること			連絡調整	○		障がい者相談支援センター	障がいのある方の相談・支援を早急に通常の状態に復旧する必要がある	半田市障がい者相談支援センター	障がい者やその家族など	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	通常の相談支援	3日以内	障がいの内容によって、早急な支援の必要なケースがあるため障がいや疾病の状況が悪化する恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	市民の健康福祉の維持	福祉対策	無	
80	救護部	福祉・防疫班	福祉部	地域福祉課	通常業務	障がい者のサービス支給に関すること			連絡調整	○		各サービスを行っている事業所	障がいのある方へそれぞれ必要なサービスを支給し障がい者への福祉の増進、家族の負担軽減を図る。	障がい者支援事業所等	障がい者	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	通常の状態でのサービス支給	3日以内	サービス等の内容によって、早急な支援の必要なケースがあるため身体状況や疾病の状況が悪化する恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	市民の健康福祉の維持	福祉対策	無	事業所等の被災状況の確認、各サービスを実施できる事業所の調査及びあっせん等が必要になる

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
81	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	地域福 祉課	応急復 旧業務	仮設住宅の入居者 の選定に関するこ と			直接執 行	○			世帯の状況に応じた優先順位 を定め、入居者を決定する。	仮設住 宅建設 業者、市 民課	住民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	2週間以 内	より必要度の高い 住民を速やかに 入居者として決定 する。	2週間以 内	被災者の避難所生活 が長期化することとな る。	市民等 の生命・身 体・財産の保 護	住宅の 確保	仮設住 宅の建 設・住 宅の応 急修理	無	
82	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	地域福 祉課	応急復 旧業務	所管する施設の被 害調査及び報告に 関すること	4	2	連絡調 整	○			所管する施設の被害調査を行 い、報告を行う。	施設管 理者	災害対 策本部	市の機 関及び 他機関 等への 業務の 影響	24時間 以内	施設の被害状況、 職員の配置状況 などについて確認 し、取りまとめる。	1週間以 内	福祉サービスの利用 や二次福祉避難所 の開設に影響が出る。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	無	
83	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	生活援 護課	通常業 務	生活保護者の安否 確認。			直接執 行	○		生活保 護者宅、 病院、特 別養護 老人ホ ーム等	生活保 護者の安 否確認を早急 に行い、必要な措置を講じる。	病院、特 別養護 老人ホ ーム等	生活保 護者や その家 族など	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	24時間 以内	生活保護者の安 全確保。	24時間 以内	生活保護者の生命 の危機を招く恐れがある。	市民等 の生命・身 体・財産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	
84	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	生活援 護課	通常業 務	生活保護者及び生 活困窮者の相談、 支援に関するこ と。			連絡調 整	○			生活保護者及び生活困窮者の 相談・支援体制を早急に通常 の状態に復旧する必要がある。	職員	生活保 護者、生 活困窮 者及び その家 族など	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	3日以内	通常の相談支援	3日以内	生活保護者及び生活 困窮者各々のケース によって、早急な支 援を必要とする場合 があるため、障がい や疾病の状況が悪 化する恐れがある。	市民等 の生命・身 体・財産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	福祉対 策	無	
85	救護部	福祉・防 疫班	福祉部	生活援 護課	通常業 務	日本赤十字奉仕団 への協力要請に 関すること。	3	1	連絡調 整	○			被害状況を把握し、必要に応じ て日本赤十字奉仕団へ協力要 請を行う必要がある。	日本赤 十字奉 仕団	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保護	3日以内	炊き出しによる飲 食の提供や負傷 者への応急手当 及び要援護者へ の迅速な支援	3日以内	被災者の生命を保護 しなければならないた め、障がいや疾病の 状況が悪化する恐れ がある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	渉外対 応	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
86	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	医療関係機関との 連絡調整に関する こと	3	6	直接執 行	○		保健セ ンター	医療班や市内医療機関と連携 し、避難住民の中で、健康を害 している方が、スムーズに適切 な医療が受けられるよう調整す る。	医師会 歯科医 師会	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	健康を害した避難 住民を適切に医 療機関等へ引き 継ぐ。	1ヶ月以 内	健康状態に重篤な悪 化を招く恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	無	
87	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<健康管理> ・避難所・地域の巡 回健康相談等保健 活動	3	7	直接執 行			避難所 巡回	必要に応じ、避難所等に保健 師、歯科衛生士を配置し、健康 相談等を行うとともに巡回健康 相談を行う。 また、要配慮者の健康状態に は特段の配慮をし、必要に応じ 二次福祉施設への入所につな げる。	保健所 福祉施 設 医師会 他市町 村	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	被災者の健康相 談を行うとともに、 福祉サービスや医 療につなげる。	2週間以 内	健康状態の悪化を招 く	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	保健師・歯科衛生士の数が絶対 的に足りない状況になるため、 早急な援助要請が必要。
88	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<防疫> ・感染症予防のため の広報及び健康 指導	3	7	直接執 行			避難所	感染症予防のための指導及び 広報に努める。 ・外出後や排せつ後のうがい、 手洗い、手指消毒、マスク着用 等。 ・風や食中毒に対する注意喚 起。	薬剤師 会	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	3日以内	被災住民に感染 症を予防するため 指導及び広報す る。	1週間以 内	避難所ごとで感染症 が蔓延する恐れが ある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	
89	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<応援協力関係> ・防疫・保健活動の 実施又はこれに要 する要因及び資機 材について応援を 要求する。	3	7	直接執 行			保健セ ンター	自ら防疫・保健活動の実施が 困難な場合、他市町村又は県 へこれに要する要因及び資機 材の応援を要求する。	保健所 他市町 村	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	3日以内	臨時予防接種はし め防疫・保健活動 に必要な要員や 資機材について受 け入れる。	2週間以 内	健康状態の悪化や感 染症の蔓延を招く。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	
90	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<健康支援と心の ケア> ・長期避難者等へ の健康支援	3	7	直接執 行			避難所 巡回	①避難生活が長期に渡るスト レスや心身ともに様々な問題等 を含めた健康相談体制の充 実、自治活動支援を行う。 ②また、PTSD、うつ病、アル コール依存症の人など専門機 関へつなげるなど、必要時は精 神保健相談体制を充実する。	保健所	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	ストレスや心身と もに様々な問題等 を含めた健康相談 体制の充実、自治 活動支援を行う。	1ヶ月以 内	健康状態の悪化を招 く。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目 標 達 成 た め の 課 題 の 有 無	備 考 (特 定 の 状 況 等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				其 他	視点	着 手 時 間	目 標 レ ベル (目 標 と す る 状 況)						目 標 時 間
91	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<防疫> ・県が実施する臨 時予防接種の協力	3	7	直接執 行			応急救 護所 (案)	市は県の実施する臨時予防接 種について対象者の把握、対 象者の把握、対象者への連絡 等必要な協力をする。 ※冬季の場合インフルエンザ 接種	医師会 保健所	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	冬季の場合インフ ルエンザの流行を 予防する。	2週間以 内	インフルエンザ等の 感染症の流行を招く 恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	
92	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	通常業 務	平常業務の再開	5	3	直接執 行			保健セ ンター	・母子健康手帳交付はじめ窓 口業務の開始(2週間後～) ・子どもの健診再開(1か月後 ～) ・予防接種の再開(1か月後～)	医師会 保健所 薬剤師 会 歯科医 師会	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	できるかぎり平常 業務の再開に努 め市民の健康保 持増進に努める。	1ヶ月以 内	母子の健康保全に支 障が生じる。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	
93	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	<健康支援> ・長期避難民等へ の保健活動	3	6	直接執 行			避難所 巡回	避難所等へ活動方針と方法を 決定し、それに基づき避難所・ 地域での巡回健康相談及び家 庭訪問を行う。	保健所 他市町 村	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	避難所等の健康 相談方針及び計 画、方法を決定 し、着手する。	1ヶ月以 内	健康状態の悪化を招 く。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	保健師の数が絶対的に足りない ため、早急な援助要請が必要
94	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター	応急復 旧業務	職員等支援活動従 事者の健康管理	3	6	直接執 行	○	○	保健セ ンター	支援活動従事者が過重勤務等 から心身の健康を害することが 無いようにミーティング等により 健康状態を把握する。	職員	市職員 支援活 動従事 者	市の機 関及び 他機関 等への 業務の 影響	2週間以 内	職員等支援活動 従事者の健康管 理に着手する。	1ヶ月以 内	支援活動に大きな支 障が生じる。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	組織機 能の維 持	組織運 営	無	
95	救護部	福祉・防 疫班	健康子 ども部	保健セ ンター 地域福 祉課 生活援 護課	応急復 旧業務	<防疫> ・浸水被害にあった 場所や感染症に汚 染された場所の消 毒	5	3	連絡調 整			汚染場 所 避難所	津波等により浸水被害にあつ た家屋等を消毒する。 県の指示等にもとづき、感染症 に汚染された場所の消毒、ね ずみ・昆虫の駆除を実施する。 避難所の衛生状態の保持に努 める。	保健所 薬剤師 会等 害虫駆 除業者	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	感染症の流行予 防と健康の維持	1ヶ月以 内	感染症の流行を招く 恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	健康支 援	無	・保健所をとおして要望すれば、 必要量の消毒剤(クレゾール等) を愛知県が供給することになっ ている。 ・市内業者(アルフレッサ・スズケ ン)にも、必要に応じ発注して対 応する。

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
96	救護部	福祉・防疫班	福祉部	保健センター 地域福祉課 生活支援課	応急復旧業務	遺体の収容及び一時保存 ・遺体の身元確認及び引き渡し	13	1	連絡調整			遺体安置所	・遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 ・身元不明の遺体について、身元不明者リストを作成する等し、その調査に当たる。また、身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。	警察、海上保安庁、検視医、葬祭業者	市民等	その他	3日以内	収容場所に収容された遺体の親族への引き渡し	1週間以内	・腐敗が進み身元確認が困難となる。 ・衛生面での安全確保が困難となる。	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	遺体搬送・収容	無	自ら遺体の処理の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及資機材について応援を要求する。
97	環境対策部	環境清掃班	市民経済部	環境課	応急復旧業務	油排出事故の環境保全に関すること	3	3	連絡調整	○			発生情報があった場合、国、県との情報共有を図る。	業者 船舶発見者	第四管区海上保安本部 県防災局	市民等の生命・身体・財産の保護	1時間以内	関係機関への伝達	1時間以内	環境被害、二次被害への拡大	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	油流出事故対策	無	地域防災計画別表第80
98	環境対策部	環境清掃班	市民経済部	クリーンセンター	応急復旧業務	一般廃棄物の処理、収集に関すること。	3	12	直接執行			廃棄物処理: クリーンセンター 廃棄物収集: 現地	被害状況を的確に把握し、廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれきなどについて、適切な処理を行う。また、被害状況に応じ、県、市町等及び下水道管理者に「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定(平成26年1月1日締結)」及び関係団体に「災害時における廃棄物の処理等に関する協定(平成25年2月28日締結)」に基づき、応援要請する。	関係部局 業者	業者 県・市町等 下水道管理者	社会経済活動機能の維持・早期復旧	1週間以内	収集運搬機材、仮置場及び処理、処分場の確保を図るとともに、県・周辺市町、業者への要請を行う。	1週間以内	生活環境、社会経済活動に支障をきたす。	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	一般廃棄物の処理、収集	無	①し尿及びごみ処理相互応援に関する協定 協定団体: 三河知多清掃施設連絡協議会会員 17団体 協定年月日: 平成22年2月23日 ②災害時における一般廃棄物の処理等に関する協定書 協定団体: 半田衛生事業組合会員 5団体 協定年月日: 平成23年6月1日
99	環境対策部	環境清掃班	市民経済部	環境課	通常業務	①環境保全対策及び環境監視に関すること ②環境衛生に関すること			その他			現地	緊急度に応じ、環境被害の調査を実施し、速やかに対応する。	市民業者等	県国業者	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	緊急度に応じ、環境被害の調査を実施し、速やかに対応できる体制をつくる。	1週間以内	市民の生命、生活環境に影響を及ぼす恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	環境保全・衛生対策	無	発生する環境被害の想定がなされていないため、目標設定等が困難。 (危険性物質対策は警備消防部)
100	環境対策部	環境清掃班	市民経済部	クリーンセンター	応急復旧業務	し尿処理に関すること。	3	12	直接執行			し尿処理: 中部知多衛生組合	被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から業者にて収集・運搬を行い、中部知多衛生組合(し尿処理施設)で処分する。	業者 中部知多衛生組合	業者 県・周辺市町	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	環境衛生を確保すべく、速やかな収集・運搬・処分を行う体制をつくる。	1週間以内	生活環境、社会経済活動に支障をきたす。	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	し尿処理	無	①し尿及びごみ処理相互応援に関する協定 協定団体: 三河知多清掃施設連絡協議会会員 17団体 協定年月日: 平成22年2月23日 ②災害時における一般廃棄物の処理等に関する協定書 協定団体: 半田衛生事業組合会員 5団体 協定年月日: 平成23年6月1日

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定			目標設定の理由							
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)	目標 時間			「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本 方針	大項目
101	環境対 策部	環境清 掃班	市民経 済部	クリーン センター	応急復 旧業務	所管施設の保全に 関すること。	4	2	直接執 行			クリーン センター	施設の被害状況を的確に把握し、ごみ・がれきなどについて、適切な処理を行うことができるか検討する。また、施設の被害状況に応じ、県、市町等及び下水道管理者に「災害時の一般廃棄物処理及び下水道に係る災害相互応援に関する協定(平成26年1月1日締結)」に基づき、応援要請する。	関係部 局 業者	業者 県・市町 等・下水 道管理 者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	ごみ・がれきなど の適切な処理を行 う施設の維持管理 を確保する。	1週間以 内	生活環境、社会経済 活動に支障をきたす。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	無	
102	環境対 策部	商工・農 務班	市民経 済部	経済課	応急復 旧業務	応急給与物資の調 達に関する事。	3	11	連絡調 整	○		現地	被災住民に対し最低限必要な衣服、寝具、その他の必需品を供給する。	半田商 工会議 所 市内商 業者	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	6時間以 内	直ちに日常生活を 営むことが困難な 住民に物資を供 給する。	24時間 以内	市民の生命・身体 の安全に影響を及ぼす 恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	生活必 需物資 の供給	無	
103	環境対 策部	商工・農 務班	市民経 済部	経済課	応急復 旧業務	商工業関係事業所 の被害調査に関す ること	3	1	連絡調 整	○		現地	市内商工業者の被害状況について確認する。	半田商 工会議 所 半田市 商店街 連合会 市内商 業者	市民等	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	2週間以 内	市内商工業者の 被害状況について 確認する。	1ヶ月以 内	被災業者の復旧が遅 れ、社会経済活動の 低迷を長引かせる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	産業支 援	地域経 済の早 期復旧 支援	無	
104	環境対 策部	商工・農 務班	市民経 済部	経済課	応急復 旧業務	ため池等の被害調 査、報告及び復旧 に関する事。	4	2	直接執 行	○		現地	所管する農業用水利施設の被害状況を職員、工区、水利組合等から把握し、生命・財産に危険がある箇所及び二次災害の恐れがある箇所等緊急に対応する必要がある場合には、速やかに必要な措置を講じる。	工区 水利組 合 愛知用 水土地 改良区	県 工区 水利組 合 愛知用 水土地 改良区	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	ため池等について 応急復旧する。	1週間以 内	農地及び人家へ被害 の拡大を招く恐れが ある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	産業支 援	農林水 産業の 早期復 旧支援	無	
105	環境対 策部	商工・農 務班	市民経 済部	経済課	応急復 旧業務	農作物、樹体及び 家畜等の被害調 査、報告及び復旧 に関する事。	3	1	連絡調 整	○			市内の農業関係施設等の損傷・倒壊及び冠水や浸水等による被害箇所及び二次災害の恐れがある箇所を農業者、酪農組合、JA等から把握し、緊急に対応する必要がある場合には、速やかに必要な措置を講じる。	半田市 酪農組 合 愛知県 酪農農 業協同 組合 JAあい ち知多	県 半田市 酪農組 合 愛知県 酪農農 業協同 組合 知多地 区農業 共済事 務組合	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	3日以内	畜産施設及び農 地について応急復 旧する。	1週間以 内	営農活動に支障とな り、被害の拡大を招く 恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	産業支 援	農林水 産業の 早期復 旧支援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
106	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	道路、水路等の占 用箇所及び承認工 事箇所の被害状況 調査に関する事	3	8	許認可	○		現地	占用及び承認工事箇所の被害 状況を職員、業者等から把握 し、情報の共有、調整を図る。 緊急に対応が必要な箇所の措 置を業者及び職員で講じる。 道路パトロールを行い状況把 握に努める。	職員 業者	土木課 業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	緊急輸送道路を 優先的に被害箇 所について応急復 旧する。	1週間以 内	救助、救援や物資の 輸送に支障をきたし、 被害の拡大が懸念さ れる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	社会機 能の維 持	許認可 事務	無	
107	復旧部	土木班	建設部	土木課	通常業 務	道路、水路等の境 界確定に関する事 と	-	-	許認可	○		現地	道路(水路等)との境界確定申 請に基づき、境界確定の立会 協議を行う。 立会協議後、道路(水路等)の 境界確定図の確認を行う。	土木課 業者	土木課 業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	早期に立会協議 及び確認すること により、復興事業 を行い易くする。	1週間以 内	復旧業務等の支障と なり、復興事業が遅 れる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	社会機 能の維 持	許認可 事務	無	
108	復旧部	土木班	建設部	土木課	通常業 務	道路、水路等の占 用・承認工事の申 請に関する事	-	-	許認可	○		現地	占用及び承認工事の申請に基 づき、現場確認及び書類審査 を行い許可及び承認をする。 道路法第32条第5項の規定に より、道路占用許可申請時に 警察署と協議をする。	土木課 警察署	土木課 警察署	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	被害箇所を優先 的に復旧するが、 申請に基づき許可 及び承認する。	1週間以 内	日常生活に支障をき たす恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	社会機 能の維 持	許認可 事務	無	
109	復旧部	土木班	建設部	土木課	通常業 務	工事に伴う交通規 制に関する事	3	8	許認可	○		現地	工事に伴い道路使用する場 合、警察署と協議する。	土木課 警察署	土木課 警察署	法令遵 守	24時間 以内	緊急工事を除き、 全ての工事におい て事前協議する。	24時間 以内	通行等の支障となる 恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	社会機 能の維 持	許認可 事務	無	
110	復旧部	土木班	建設部	土木課	通常業 務	災害以外の水路の 土砂堆積などの復 旧に関する事。	-	-	直接執 行	○		現地	水路内の土砂堆積など排水に 支障となる場合に除去の措置 を取る。	土木課 業者	土木課 業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	周囲に浸水被害 の有無で対応す る。	1週間以 内	水路が溢れると家屋 への浸水が発生す る。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	インフ ラの維 持・早 期復旧	下水道 施設復 旧	無	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目	
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間
111	復旧部	土木班	建設部	土木課	通常業務	災害以外の道路陥没などの復旧に関すること。	-	-	直接執行	○		現地	災害以外で発生した道路陥没などは、災害の通行に支障となるばかりでなく、2次災害にも繋がるため、速やかに応急復旧の措置を取る。	土木課業者	土木課業者	社会経済活動機能の維持・早期復旧	1週間以内	通行等支障となる場合に対応する。	1週間以内	2次災害の発生する可能性が大きくなる。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	インフラの維持・早期復旧	道路の応急復旧	無	
112	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復旧業務	道路の維持管理に関すること	3	8	直接執行	○		現地	災害で発生した道路構造物の破損を早期発見し、措置を講ずる。二次災害を防止するとともに、破損したものの機能回復を行う。	職員業者	職員業者	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	緊急輸送道路及び、孤立するような場所の交通網を回復する。	1週間以内	救助、救援及び物資の輸送に支障をきたす。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	インフラの維持・早期復旧	道路の応急復旧	有	
113	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復旧業務	緊急道路の確保に関すること	3	8	直接執行	○		現地	避難、救護、消防、警護などの活動のための主要道路として指定された緊急輸送道路を確保する。	職員業者	職員業者	社会経済活動機能の維持・早期復旧	24時間以内	住民の避難、けが人などの救護、消火・避難者の捜索などの消防活動、救援物資などの運搬を行うために通行する緊急輸送道路の通行を優先して確保する。	24時間以内	避難、救護、消防、警護などの活動に支障が生じる。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	インフラの維持・早期復旧	道路の応急復旧	有	
114	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復旧業務	道路橋梁河川護岸等の被害調査、報告及び復旧に関すること。	4	2	直接執行			現地	所管する公共土木施設の被害状況を職員、業者、自主防災会等から把握し、生命・財産に危険がある箇所、通行規制、立入禁止が必要な箇所及び二次災害の恐れがある箇所等緊急に対応する必要がある場合に、速やかに必要な措置を講じる。	業者自主防災会	業者	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	緊急輸送道路を優先的に破損の施設について応急復旧する。	1週間以内	被災者の救助・救援や緊急物資の輸送に支障をきたし、被害の拡大を招く恐れがある。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	インフラの維持・早期復旧	公共土木・都市計画施設の応急復旧	有	
115	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復旧業務	防災協定締結業者との連携・連絡を行うこと	3	14	連絡調整	○			道路など公共土木施設の破損状況などの巡回や応急措置を防災協定締結業者に指示などを行う。	職員業者	職員業者	市民等の生命・身体・財産の保護	3時間以内	道路、河川などの公共土木施設の状況を素早く確認して、インフラの維持や早期に対応する。	6時間以内	状況確認の遅れにより、住民の避難路の確保やインフラの復旧に支障が生じる。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	インフラの維持・早期復旧	公共土木・都市計画施設の応急復旧	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
116	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	樋門等の操作に関 すること。	3	8	直接執 行	○		現地	津波が想定される場合には、 半田港方面10箇所、亀崎港方 面8箇所、港湾河川の樋門等5 箇所に直ちに移動、閉鎖操作 を実施する。閉鎖後は安全な 避難箇所へ移動する。	職員 消防団	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1時間以 内	津波が到達する 前に開放している 樋門等を閉鎖す る。	1時間以 内	津波被害による生命 の危機及び家屋等の 二次災害が生じる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	公共土 木・都 市計画 施設の 応急復 旧	有	夜間・休日の迅速な対応が課題 である。今後は、県が半田港へ 新しい堤防を設置し、操作箇所 が減少することとなっているが、 自動閉鎖化や遠隔操作化も併せ て要望していく。また、平日と夜 間・休日の操作職員体制が違 うことから、配置体制の整備や、半 田港水防団、半田消防団との連 携を進めていく。
117	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	浸水地域の排水対 策に関すること	3	9	内部管 理	○		現地	大雨による浸水地区への土の う設置などを行い、被害拡大を 防ぐ。	職員 業者 地元区 消防団	職員 業者 地元区 消防団	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	6時間以 内	浸水した地区の早 期の対処により被 害拡大を防ぐ。	6時間以 内	浸水地区が広がり床 下床上家屋が多く発 生して市民生活に支 障が生じる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	浸水地 域の排 水処理	無	
118	復旧部	土木班	建設部	土木課 経済課	応急復 旧業務	池沼、溜池等の溢 水に関すること	3	9	内部管 理	○		現地	大雨によりため池などが溢れる ことによる、下流域の浸水被害 などの発生を防ぐ。	職員 業者 地元区 消防団	職員 業者 地元区 消防団	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	6時間以 内	溜池が溢れること を防ぎ下流域の家 屋への被害を防 ぐ。	6時間以 内	溜池が溢れると下流 域の家屋や人命に被 害が生じる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	浸水地 域の排 水処理	無	
119	復旧部	土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	急傾斜地崩壊危険 箇所の被害状況調 査に関すること。	3	1	直接執 行	○		現地	市内に存する急傾斜地の被害 状況を職員、自主防災会、県に より確認し、市民の生命、家屋 等の被災の危険が生じる危険 箇所の把握及び緊急に対応が 必要な箇所の措置を講じる。	職員 自主防 災会 県	業者 県	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	崩壊の危険があ る箇所の緊急対 応及び住民への 避難勧告を実施 する。	24時間 以内	斜面崩壊による生命 の危機及び家屋等の 二次災害が生じる。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	急傾斜 地崩壊 危険箇 所等の 処置	無	
120	復旧部	土木班	建設部	市街地 整備課	応急復 旧業務	区画整理地及び街 路樹、公園緑地の 被害調査、報告及 び復旧に関するこ と。	4	2	直接執 行			現地	所轄する公共土木施設の被害 状況を職員、業者、自主防災 会等から把握し、生命・財産に 危険がある箇所、通行規制、立 入禁止が必要な箇所及び二次 災害の恐れがある箇所等緊急 に対応する必要がある場合に、 速やかに必要な措置を講じ る。	業者、自 主防 災会	業者 市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	区画整理区域内 の道路、水道、下 水道などの生活基 盤を応急復旧す る。	1ヶ月以 内	被災者の救助・救援 や緊急物資の輸送に 支障をきたし、被害 の拡大を招く恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	道路の 応急復 旧	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目		
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間
121	復旧部	土木班	建設部	都市計 画課	通常業 務	街路樹、公園緑地 の被害調査、報告 及び復旧	4	2	直接執 行	○		現地	所管する街路樹、公園緑地の 被害状況を職員、管理業者か ら把握し、生命・財産に危険が ある箇所及び二次災害の恐れ がある箇所等緊急に対応する 必要がある場合に、速やかに 必要な措置を講じる。	業者	業者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	・通行の妨げと なっている、及び 妨げとなる可能性 のある街路樹の 撤去・処理 ・市内の公園緑地 について、避難場 所、応急仮設住宅 設置場所として支 障のないよう応急 復旧	1週間以 内	・倒木及び倒木の危 険のある樹木を処理 しないことにより、2次 災害に拡大する恐れ があるとともに、物資 等の輸送に支障が出 るため ・避難場所、応急仮 設設置場所の整備が遅 れた場合、被災した 市民の生命、身体 の安全を確保できない 恐れがあるため	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	公共土 木・都 市計画 施設の 応急復 旧	無	半田市地域防災計画第3編第1 章で定める復旧部土木班の分掌 事項と重複
122	復旧部	土木班	建設部	都市計 画課	応急復 旧業務	震災復興都市計画 に関する事			計画立 案	○		現地	【第1次建築制限】 大規模な面的被害が生じた基盤未整備の市 街地において、被災後、家屋等の建築物が応 急復旧することにより、以後の復興都市計画事 業に支障が生じることを防ぐため、発災から最 長2か月間、建築制限を行う。 【第2次建築制限】 被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るた め、市街地開発事業等の決定等、市街地整備 改善のための手法が講じられるまで、必要最 小限度の建築行為等の制限を行い、2か月以 内に都市復興基本計画(骨子案)の策定と公 表、被災市街地復興推進地域の都市計画決定 を行う。 【復興都市計画事業等の都市計画決定】 また、6か月以内に都市復興基本計画を策 定、公表し、復興都市計画事業の都市計画決 定を行う。	職員	市民	法令遵 守	3日以内	【第1次建築制限】 ・家屋被害概況の 調査、復興地区区 分の検討、第一次 建築制限区域 (案)の申出、都市 復興基本方針の 策定と公表、建築 基準法第84の指 定 【第2次建築制限】 ・家屋被害状況調 査、復興地区区分 の再検証	1ヶ月以 内	家屋等の建築物が応 急復旧することによ り、以後の復興都市 計画事業に支障が生 じる恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	公共土 木・都 市計画 施設の 応急復 旧	無	・半田市地域防災計画第3編第 1章で定める復旧部土木班の分 掌事項と重複 ・家屋被害概況調査に多数人員 が必要であり、建築課等、他課 からの動員が必要
123	復旧部	下水道 班	水道部	下水道 課	応急復 旧業務	下水道施設の被害 調査、報告及び復 旧に関する事。	3	15	直接執 行			現地	所管する下水道施設及び浸水 地区の被害状況を職員、業 者、自主防災会等から把握し、 生命・財産に危険がある箇所、 二次災害の恐れがある箇所等 緊急に対応する必要がある場 合に、速やかに必要な措置を 講じる。	業者 自主防 災会	業者 県	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	排水ポンプ場を含 めた雨水排水経 路の機能確保、災 害トイレますを含 めた汚水経路の 機能確保。	1週間以 内	雨水経路の機能に支 障が出た場合は降雨 等による浸水被害、 汚水経路の機能に支 障が出た場合は不衛 生な生活環境による 市民の健康に対する 被害を招く恐れがあ る。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	下水道 施設復 旧	有	
124	復旧部	下水道 班	水道部	下水道 課	応急復 旧業務	下水道施設の被害 か所の復旧に関す ること。	3	15	監理・監 督			現地	所管する下水道施設の被害状 況を確認した後、その復旧工事 の最適業者を選定、手配し、被 害か所の機能回復を図る。	業者	業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	被害か所の早期 機能回復。	1ヶ月以 内	市民サービスの低 下。工事個所の長期 占用等による周辺地 域等の交通、生活環 境への悪影響の恐れ 。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	下水道 施設復 旧	有	
125	復旧部	下水道 班	水道部	下水道 課	通常業 務	汚水ます接続及び 宅内排水設備の検 査に関する事。	3	15	監理・監 督			現地	未接続世帯からの申請に基づ き、ます設置、本管接続、宅内 排水設備の完了検査を実施す る。	業者	業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	ます設置から宅内 排水設備の検査 までを円滑に実施 する。	1週間以 内	市民サービスの低 下。接続時期の遅れ による生活環境への 悪影響の恐れ。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・ 早期復 旧	インフラ の維持・ 早期復 旧	下水道 施設復 旧	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
126	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	被災宅地、被災建 築物応急危険度判 定士の派遣に関する こと	3	16	直接執 行	○			応急危険度判定士及び被災宅 地危険度判定士を招集し、危 険度判定を実施し、その危険 性の周知、余震等による二次 災害の防止を図る	県	判定士	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	被害状況を把握 し、判定士の要請 を行う	1週間以 内	被災住宅の安全性確 認が遅れることにより 2次災害が起こる恐 れがある	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	住宅の 確保	住宅の 応急危 険度判 定	無	
127	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	応急仮設住宅の建 設に関すること	3	16	計画立 案	○			住家の被害状況、被災地にお ける住民の動向を把握し、建設 用地の選定及び応急仮設住宅 の設置を県に要請し、被災者 の収容及び管理を行う	県	県	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	仮設住宅の必要 戸数を把握及び 建設用地の確保 を行い愛知県に設 置の依頼をする。	1週間以 内	被災者の避難所生活 が長期化することとな る	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	住宅の 確保	仮設住 宅の建 設・住 宅の応 急修理	無	
128	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	被災者の住宅の応 急処理に関するこ と	3	16	直接執 行	○			居住のために必要な最小限度 の部分を応急的に補修するた め、協定締結業者に依頼する	県	業者	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	被害状況の把握 及び業者への手 配	1週間以 内	住民の避難所生活の 長期化に繋がる恐れ がある	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	住宅の 確保	仮設住 宅の建 設・住 宅の応 急修理	無	
129	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	市営住宅への一時 入居	3	16	直接執 行	○			市営住宅の空き家を提供でき るような対策を講じる	関係部 局	市民	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	入居条件の決定 及び空家整備を 行う	1週間以 内	避難所生活の長期化 に繋がる恐れがある	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	住宅の 確保	市営住 宅の提 供	無	
130	復旧部	建築班	建設部	建築課	通常業 務	市営住宅退去業務			直接執 行			現地	市営住宅の退去手続き業務を 行う	市営住 宅入居 者	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	2週間以 内	事務用品、事務ス ペースの確保	2週間以 内	空き家把握に遅れ及 び転居者の移転遅延 に繋がる	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	住宅の 確保	市営住 宅の提 供	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
131	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	市有建築物の応急 処理に関すること	4	2	計画立 案	○			緊急度の高いものから復旧に あたる。原型復旧にとどまら ず、必要な改良復旧を行う	関係部 局	業者	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1週間以 内	被害状況を把握 し、改修の順位及 び改修方法につ いて決定する。	1週間以 内	社会活動機能の回復 までに時間を要するこ ととなる	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	無	
132	水道対 策部	上水道 班	水道部	上水道 課	応急復 旧業務	基幹施設(配水池、 幹線等)の被害状 況把握と運転管理 の継続及び応急給 水施設の開設に関 すること。	3	11	直接執 行			庁舎 水道施 設	市民の生命や健康の維持に必 要な給水を早期に再開するた め、職員、業者で基幹施設の 被害状況を把握するとともに、 給水タンク車による応急給水を 開始する。	業者 自主防 災会	県関係 機関(保 健所、企 業庁な ど) 業者 日本水 道協会	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	24時間 以内	1人1日当たり3ℓの 応急給水を行う。	3日以内	生命の維持に必要な 水量は、1人1日当 たり3ℓであり、生命の危 機に瀕する恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	応急給 水の実 施	有	
133	水道対 策部	上水道 班	水道部	上水道 課	応急復 旧業務	配水幹線の応急復 旧、防災拠点施設 からの応急給水に 関すること。	3	15	直接執 行			庁舎 水道施 設 防災拠 点施設	市民の生活を支える業務を優 先して行うため、他都市、業者 等応援隊の協力のもと、配水 幹線から応急復旧を開始し、防 災拠点施設に設置してある応 急給水栓からの応急給水を開 始する。	県関係 機関(保 健所、企 業庁な ど) 業者 日本水 道協会	県関係 機関(保 健所、企 業庁な ど) 業者 日本水 道協会	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	3日以内	防災拠点施設か らの応急給水を行 う。(1人1日当たり 20ℓ)	10日以 内	汚物の処理など、衛 生面や環境の悪化が 懸念される。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復 旧	インフラ の維持・早 期復旧	水道の 確保	有	
134	水道対 策部	上水道 班	水道部	上水道 課	応急復 旧業務	配水本管の応急復 旧及び仮設給水管 からの応急給水に 関すること。	3	15	直接執 行			庁舎 現地	市民の生活を支える業務を優 先して実施しながら、社会活動 を支える業務を再開するため、 他都市、業者等応援隊の協力 のもと、配水本管の応急復旧を 開始し、消火栓などに設置した 仮設給水栓からの応急給水を 開始する。	県関係 機関(保 健所、企 業庁な ど) 業者 日本水 道協会	県関係 機関(保 健所、企 業庁な ど) 業者 日本水 道協会	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	10日以 内	防災拠点施設か らの応急給水と並 行して、 配水本管の仮設 給水栓から給水 を行う。(1人1日 当たり100ℓ)	3週間以 内	被災者の精神的苦痛 が増大するとともに、 社会活動の再開に支 障をきたす恐れがある。	市内の 社会経 済活動 機能の 維持・早 期復 旧	インフラ の維持・早 期復旧	水道の 確保	有	
135	医務部	医療班	医務局 看護局	医務局 看護局	通常業 務	入院患者・外来患 者の診療に関する こと。			直接執 行	○	○		医師・看護師・薬剤師・検査技 師・放射線技師などの医療職を 中心として、入院患者・外来患 者の診療業務を継続的に実施 する。	職員 業者	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	入院患者・外来患 者の診療が継続 的に可能であるこ と。	0時間 (中断が 許されな い)	災害拠点病院であ り、救命救急センター を有する病院である ため、通常24時間診 療を行っている。大き な施設被害等が生じ ない限り診療業務は 継続される。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
136	医務部	医療班	医務局 看護局	医務局 看護局	応急復 旧業務	入院患者・外来患 者の診療に関する こと。	3	1	直接執 行	○	○		応急救 護所	①災害における負傷患者の診 療を実施する。 ②医療救護班の派遣に関する 体制を整備する。 ③搬送が必要な患者の手続き を行う。 ④入院患者の継続的な診療を 実施する。	災害拠 点病院 近隣連 携病院 医師・歯 科医師 会 薬剤師 会 DMAT 消防署 自衛隊 業者	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	可能な限り負傷者 等の救命救急処 置を行い、一人でも 多くの市民等の 生命・身体・保護 を図る。	1時間以 内	災害拠点病院である ことから災害医療の 中心として活動してい くことが不可欠であ る。実施できない場合 は、市民等の生命・身 体に重大な影響を及 ぼす事態となる。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	有	医師・看護師・診療材料・薬品・ 検査機器など、人的な面・物的な 面・設備的な面での充足状況に よって活動範囲と内容が左右さ れる。
137	医務部	病院総 務班	病院事 務局	事務局 (管理 課・医事 課・医療 情報管 理室)	通常業 務	入院患者・外来患 者の診療に関する 業務のサポート。			直接執 行	○	○			病院的診療業務が継続的に実 施できるようサポートする。	関係部 局 保健所 業者	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	診療業務の停滞 をまねかない調整 を行う。	0時間 (中断が 許されな い)	災害拠点病院であ り、救命救急センター を有する病院である ため、通常24時間診 療を行っている。大き な施設被害等が生じ ない限り診療業務は 継続される。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	無	
138	医務部	病院総 務班	病院事 務局	事務局 (管理 課・医事 課・医療 情報管 理室)	応急復 旧業務	入院患者・外来患 者の診療に関する 業務のサポート。	3	1	連絡調 整	○	○		応急救 護所	①災害時における診療が滞り なく行えるよう支援をしていく。 ②診療状況の広報を実施す る。 ③被災状況によっては施設管 理上で必要な措置を実施する。	保健所 関係部 局 業者	市民等	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	診療業務の停滞 をまねかないよう 調整を行う。	1時間以 内	医療活動に混乱が生 じ、市民等が迅速に 診療を受けるための 機会が奪われる。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	有	
139	医務部	病院総 務班	病院事 務局	事務局 (管理 課・医事 課・医療 情報管 理室)	応急復 旧業務	災害対策本部の設 置・運営に関するこ と。			その他	○	○			①病院職員を召集する。 ②診療可否の判断をする。 ③患者の受入・搬送を決定す る。 ④関係機関への協力要請を行 う。	災害拠 点病院 近隣連 携病院 医師・歯 科医師 会 薬剤師 会 DMAT 消防署 自衛隊 業者	関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	可能な限り負傷者 等の救命救急処 置を行い、一人でも 多くの市民等の 生命・身体・保護 を図るための判断 と調整を行う。	1時間以 内	災害拠点病院である ことから災害医療の 中心として活動してい くことが不可欠であ る。実施できない場合 は、地域の医療活動 において混乱した状 況となる。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設置・ 運営	災害対 策本部 の運営	有	本部要員となる人員の確保がで きるかどうか、活動状況が左 右される。
140	医務部	病院総 務班	病院事 務局	事務局 (管理 課・医事 課・医療 情報管 理室)	応急復 旧業務	病院の建物・設備 及び物品の保管理 に関すること。	4	2	直接執 行	○	○			①被災状況の確認を行う。 ②必要な施設の応急修繕を行 う。 ③診療機材、燃料等の物品発 注業務を行う。	関係部 局 業者	関係部 局	社会経 済活動 機能の 維持・早 期復旧	1時間以 内	最低限度のレベ ルでの医療活動 に支障が生じない 状況。	3時間以 内	医療活動に混乱が生 じ、市民等が迅速に 診療を受けるための 機会が奪われる。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施設の 管理・ 機能維 持	有	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
141	医務部	病院総務班	病院事務局	事務局(管理課・医事課・医療情報管理室)	通常業務	電子カルテによる医療情報処理及び管理に関すること。			直接執行	○	○		病院の診療業務に関する電子カルテが安定的に運用できるようサポートする。	業者	市民等	市民等の生命・身体・財産の保護	24時間以内	電子カルテによる診療処理ができる。	3日以内	患者の診療情報が利用できないことによる診療における不利益は計り知れない。	業務継続に必要な態勢の確保	通信・情報システムの確保	その他情報システムの確保	有	
142	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	炊き出し、その他による食料品の調達及び給与に関すること。	3	10	その他			学校給食センター	災害協定済みの調理委託業者等へ協力要請し、災害発生から炊き出しを実施できる見込。	調理委託業者 給食配送業者 ポイラー委託業者	業務提供先	その他	3日以内	災害用煮炊き釜を導入され、食料や飲料水の確保とともに、作業員がいれば、炊き出しは早期に可能となる。	3日以内	被害状況によるが、炊き出し施設としての役割を果たせなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	救援	食料の供給	有	
143	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	り災児童・生徒に対する学用品等の調達及び給与に関すること	3	22	直接執行	○			関係部局と調整し、教科書、文房具及び通学用品の調達を行う。	関係部局業者	各小中学校 児童生徒	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	対象となる児童生徒数をり災者名簿、学籍簿と照合のうえ、正確に把握し、購入のうえ、配分する。	1ヶ月以内	授業の再開に影響が及ぶ。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援	有	
144	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	学校等に対する連絡及び指示に関すること	3	22	内部管理	○		教育委員会	・被害状況等を把握し、状況に応じて臨時休校(園)の措置を講じる。	職員	各小中学校 各園	法令遵守	6時間以内	被害状況を確認し、状況に応じて臨時休校(園)の措置を講じる。	6時間以内	授業日数等に影響が生じる	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援	無	
145	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	学校等に対する連絡及び指示に関すること	3	22	内部管理	○		教育委員会	・児童生徒、園児の安否確認、被災状況及び施設の被災状況、安全性を確認したうえで、応急教育実施に向けた体制、環境を整備する。	関係部局	各小中学校 各園	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	・全児童生徒、園児の安否把握 ・応急教育の実施に向けた体制、環境づくりを整備する。	1ヶ月以内	・授業等の再開に影響が及ぶ。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目			
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
146	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	所管する学校施設の被害調査、報告及び復旧に関する事	3	22	直接執行	○				所管する学校施設からの被害状況の報告を受け、その状況を調査、把握し、必要に応じて施設の応急修理を行う。	関係部局業者	関係部局業者	市民等の生命・身体・財産の保護	12時間以内	施設の被害状況を調査・把握し、危険度判断を早期に実施する。また被害状況が軽度の場合は応急補修を行う。	1週間以内	所管する施設の多くは避難所にも指定されているため、施設の倒壊等による二次災害が発生し、被害の拡大を招く恐れがある。学校施設の安全性が確保されなければ、授業の再開に影響が及ぶ。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校施設の再建・修理	有	
147	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	所管する学校施設の被害調査、報告及び復旧に関する事	3	22	直接執行	○			所管する学校施設からの被害状況の報告を受け、その状況を調査、把握し、必要に応じて施設の応急修理を行う。	関係部局業者	関係部局業者	市民等の生命・身体・財産の保護	12時間以内	施設の被害状況を調査・把握し、危険度判断を早期に実施する。また被害状況が軽度の場合は応急補修を行う。	1週間以内	所管する施設の多くは避難所にも指定されているため、施設の倒壊等による二次災害が発生し、被害の拡大を招く恐れがある。学校施設の安全性が確保されなければ、授業の再開に影響が及ぶ。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校施設の再建・修理	有		
148	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食の衛生管理に関する事。			内部管理			学校給食センター	施設・設備の整備及び衛生管理の徹底によって衛生上の危害の発生を未然に防止する。	保健所	児童、生徒	法令遵守	2週間以内	調理場施設及び厨房機器の被害状況を調査・把握し応急修繕を行い調理業務を再開する。	1ヶ月以内	児童生徒に学校給食を提供できなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校給食の再開	無		
149	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食の献立及び栄養に関する事。			内部管理			学校給食センター	・献立立案 ・望ましい栄養水準に対する現実の食生活の遅れを補う。	職員業者	児童、生徒	その他	2週間以内	調達可能な物資の確認を行い、提供可能な献立を立案する。	1ヶ月以内	児童生徒に学校給食を提供できなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校給食の再開	無		
150	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食に必要な物資の購入に関する事。			内部管理			学校給食センター	学校給食に使用する安心安全な食材料の購入	物資購入登録業者	物資購入登録業者	その他	2週間以内	給食材料の調達	1ヶ月以内	児童生徒に学校給食を提供できなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校給食の再開	有		

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し							①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)		
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目	
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間
151	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食の調理及び配送に関すること。			連絡調整			学校給食センター	給食の調理等業務や学校へ給食の配送回収	委託業者 電気・水道・重油・ガス会社	児童、生徒	社会経済活動機能の維持・早期復旧	2週間以内	電気・ガス・水道等のインフラが整備され、施設・設備の安全点検・応急復旧後に実施。	1ヶ月以内	児童生徒に学校給食を提供できなくなる。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	学校給食の再開	有	
152	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食センターの施設及び設備に関すること。	4	2	その他			学校給食センター	学校給食センター施設及び設備の整備	業者	業者	その他	2週間以内	破損箇所の修理、使用不可の機器の購入を実施し、安心安全な給食を児童生徒に提供する。	1ヶ月以内	児童生徒に学校給食を提供できなくなる。	業務継続に必要な態勢の確保	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の管理・機能維持	有	
153	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育課	応急復旧業務	所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関すること	4	2	直接執行	○			所管する施設からの被害状況の報告を受け、その状況を調査、把握し、必要に応じて施設の応急修理を行う。	関係部局業者	関係部局業者	市民等の生命・身体・財産の保護	12時間以内	施設の被害状況を調査・把握し、危険度判断を早期に実施する。また被害状況が軽度の場合は応急補修を行う。	24時間以内	所管する施設の多くは避難所にも指定されているため、施設の倒壊等による二次災害が発生し、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の管理・機能維持	無	
154	教育部	学校班	各小中学校	各小中学校	応急復旧業務	児童生徒の避難指導及び応急教育に関すること	3	22	直接執行	○		各小中学校	学校施設の被災及び児童生徒の被災により長期間にわたり授業等が中断することを避けるため、応急な教育施設の確保、応急教育実施に向けた体制を早期に確立し、児童生徒の学力に影響が出ないよう速やかに授業を再開する。	関係部局	各小中学校児童生徒保護者	市民等の生命・身体・財産の保護	2週間以内	児童生徒に対する応急教育の実施。 ※ただし津波等により被災状況が各校により異なるため、個別の対応が必要となる。	1ヶ月以内	授業が長期間にわたり再開できない場合は、児童生徒の学力に影響が出る恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援	有	
155	教育部	学校班	各小中学校各幼稚園	各小中学校各幼稚園	応急復旧業務	各学校、各園の被害調査及び報告に関すること	3	17	直接執行	○		各小中学校各幼稚園	児童生徒、園児、教職員の安否確認、避難状況、学校(園)施設の被害状況を調査し、その状況を市教委へ報告する。	関係部局業者	関係部局業者	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	児童生徒、園児、教職員全員の安否、被災状況等を把握し、市教委に報告。	1ヶ月以内	安否確認ができない児童生徒、園児、教職員については、関係機関に救助・捜索を依頼する必要があるため。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	

通し番号	災害対策本部名	災害対策本部班名	部局等名	課名	業務区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標達成のための課題の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務種別	執務場所			業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本方針			大項目	中項目		
							編	章		本庁	半田病院	半田消防署				その他	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)						目標時間	「目標時間」までに「目標レベル(目標とする状況)」に到達しなかった場合
156	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	通常業務	半田斎場に関する	3	13	連絡調整			○	半田斎場(半田市鶴ノ池町)	災害により死亡したと思われる者は、速やかに収容し、所要の処置をした後、火葬する。	関係部局 火葬業者 葬祭業者	市民 関係部局	その他	0時間 (中断が許されない)	遺体を速やかに火葬し、待ち時間をできる限り短くする。	0時間 (中断が許されない)	火葬炉燃料のガスの供給遮断及びガスに変わる灯油の不足。また、遺体が多く火葬が間に合わない恐れがある。	市民等の生命・身体・財産の保護	生活環境の維持	遺体搬送・収容	無	
157	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	通常業務	消防地震対策本部の設置			直接執行			○		災害対策室に必要機器を配置し、災害状況の把握及び情報の収集伝達を行う。	各署所	各署所	その他	0時間 (中断が許されない)	知多中部管内の災害状況を参集職員や防災情報配信システム等により把握する。	0時間 (中断が許されない)	被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	災害対策本部の運営	無	
158	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	応急復旧業務	関係機関との連絡及び応援消防機関の受入れに関する	3	1	連絡調整			○	現地	応援消防機関(緊急消防援助隊等)の受援体制を確立し、現地適所に派遣する。	関係部局 緊急消防援助隊災害ボランティアコーディネーター	関係部局 災害ボランティアコーディネーター	市民等の生命・身体・財産の保護	6時間以内	応援消防機関(緊急消防援助隊等)を速やかに受け入れた後、各隊を適所に配置し、活動を速やかに実施させる。	8時間以内	火災の拡大、被災者の救助に支障をきたし、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	渉外対応	無	
159	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	通常業務	災害時当番職員の家族の安否確認に関する			直接執行			○		総務課員にて電話を使用し、安否確認を行う。また、状況によっては直接自宅に行く。	総務課員	当組合職員	その他	3時間以内	当番職員家族の安否を全て確認し、職員の活動に支障とならないようにする。	24時間以内	職員の活動時の精神的不安はもとより、消防業務の継続に支障をきたす。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	職員の参集、安否確認	無	
160	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	応急復旧業務	災害活動用品の資材確保、配布に関する	3	1	連絡調整			○	現地	各署所へ不足している災害活動用資器材等の配布を行う。	総務課員 調達業者	各署所 半田斎場 指令センター	その他	6時間以内	資器材の不足で活動が出来なくなることが無いよう配布を行う。	24時間以内	火災の拡大、被災者の救助に支障をきたし、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	組織運営	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目		
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
161	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	応急復旧業務	貸与品及び食料の調達に関すること。			連絡調整			○	現地	貸与品及び食料の不足している署所に配布を行う。	総務課員 調達業者	各署所 半田斎場 指令センター	その他	6時間以内	貸与品及び食料の不足で活動が出来なくなることが無いよう配布を行う。	6時間以内	火災の拡大、被災者の救助に支障をきたし、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	組織運営	無	
162	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	通常業務	公務災害に関すること。			直接執行			○		公務災害となる事案を各署所から収集する。	総務課員	各署所 半田斎場 指令センター	その他	1時間以内	公務災害となる事案を収集し、後日の認定申請の支障とならないよう整理しておく。	1時間以内	後日、認定申請時に事案内容が分からなく、申請できない恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	組織機能の維持	組織運営	無	
163	消防部	消防総務班	知多中部広域事務組合	総務課	通常業務	署所庁舎等の被害状況に関すること。	4	2	直接執行			○	現地	3署所(1本部、2出張所)から庁舎等の被害を報告させ、速やかに必要な措置を講じる。来庁舎の身体の安全確保、出火防災の措置	各署所 半田斎場 指令センター	各署所 半田斎場 指令センター	その他	0時間(中断が許されない)	職員の身の安全を図るとともに資器材等の状況確認を行う。	0時間(中断が許されない)	消防業務の継続に支障をきたす。	業務継続に必要な態勢の確保	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の管理・機能維持	無	
164	消防部	消防予防班	知多中部広域事務組合	予防課	通常業務	危険物施設等の許認可事務に関すること。			許認可			○		市民からの申請等を受理し、速やかに審査して許認可をする。	当組合職員	市民関係部局	市民等の生命・身体・財産の保護	1週間以内	危険物施設の変更許可申請・廃止届出書を速やかに処理し、施設の安全を図る。	2週間以内	活動隊への人員増強により、通常事務が出来ない恐れがある。	市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	社会機能の維持	許認可事務	無	
165	消防部	消防予防班	知多中部広域事務組合	予防課	応急復旧業務	災害情報の収集に関すること。	3	1	内部管理			○	現地	参集職員からの情報及び指令センター並びに防災情報配信システム等から災害情報を収集し、整理する。	関係部局 当組合職員 指令センター	関係部局 当組合職員 指令センター	市民等の生命・身体・財産の保護	0時間(中断が許されない)	災害情報をまとめ、対策本部及び活動隊員に情報提供し、有効適切な指揮・活動を行う。	1時間以内	火災の拡大、被災者の救助に支障をきたし、被害の拡大を招く恐れがある。	業務継続に必要な態勢の確保	災害対策本部の設置・運営	被害情報の収集・広報	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目		
							編	章		本 庁	半 田 病 院	半 田 消 防 署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間
166	消防部	消防予 防班	知多中 部広域 事務組 合	予防課	応急復 旧業務	災害現場の広報に 関すること。			直接執 行		○	現地	災害現場において、火気の使用制限・余震への備え、津波の到来時間等の広報を行う。	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	災害現場での広 報により被害の軽 減を図る。	1時間以 内	市内全域に情報伝達 が出来ない恐れがあ る。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	被害情 報の収 集・広 報	無	
167	消防部	消防予 防班	知多中 部広域 事務組 合	予防課	応急復 旧業務	被害状況の調査、 集計及び報告に関 すること。(危険物 取扱事業所の被害 調査含む)	3	1	内部管 理		○	現地	消防地震対策本部において被害状況を収集し、集計する。	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	その他	0時間 (中断が 許されな い)	災害事案の集計 を順次実施し、状 況報告が速やか に実施できるように する。	1時間以 内	事案が輻輳し、また、 人員不足から処理 (集計)できない恐れ がある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設 置・運 営	被害情 報の収 集・広 報	無	
168	消防部	消防・救 急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	通常業 務	消防・救助・水防に 関すること。	3	1	直接執 行		○	現地	火災の鎮圧、人命救助、行方不明者の捜索、津波からの避難誘導を行う。	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	関係部 局 当組合 職員 指令セン ター 消防団	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	消防部として火災 の鎮圧を最優先 に実施し、被害の 軽減を図る。	1時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	
169	消防部	消防・救 急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	通常業 務	消防団の活動に関 すること。	3	1	直接執 行		○	現地	消火・救助・救急・避難・広報等 について消防団に指示を行い、 迅速有効な活動を行う。	消防団	関係部 局 各署所	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	消防団と協力する ことによって、1事 案に時間をかける ことなく速やかに 転戦を行う。	1時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	
170	消防部	消防・救 急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	応急復 旧業務	行方不明者等の捜 索に関すること。	3	1	直接執 行		○	現地	消防地震対策本部からの指 示により、行方不明者等の捜 索を行う。	市民 当組合 職員 消防団 警察	関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	災害から三日間 以内に救助検索 を終了したい。	3日以内	被災者の救助が遅 れ、死者の増加を招く 恐れがある。	市民等 の生 命・身 体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部班名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)			
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針	大項目			中項目		
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署			その他	業務活動 (業務のプロセス)	視点	着手 時間						目標レベル (目標とする状況)	目標 時間
171	消防部	消防・救急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	応急復 旧業務	3	1	直接執 行			○	現地	り災地の保安の確保のため関 係機関と協力し、警戒・警備に あたる。	市民 当組合 職員 消防団 警察	関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	保安の確保を図 る。	3日以内	火災の再燃、盗難等 が発生する恐れがあ る。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	救援	避難支 援	無	
172	消防部	消防・救急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	通常業 務			直接執 行			○		り災証明申請を速やかに審査 し発行する。	当組合 職員	市民 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	1週間以 内	市民からのり災証 明申請を速やか に処理する。	2週間以 内	活動隊への人員増強 により、通常事務が出 来ない恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	被災者 支援	り災証 明	無	
173	消防部	消防・救急班	知多中 部広域 事務組 合	消防課	通常業 務			直接執 行			○		電子メール及び消防無線によ り非常招集を行う。	当組合 職員	当組合 職員	その他	0時間 (中断が 許されな い)	災害事案多数発 生に伴い、いち早 く職員を招集す る。	0時間 (中断が 許されな い)	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	組織機 能の維 持	職員の 参集、 安否確 認	無	
174	消防部	消防・救急班	知多中 部広域 事務組 合	救急課	通常業 務	3	1	直接執 行			○	現地	救急患者の早期医療機関への 搬送を行う。	当組合 職員	市民 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	救急患者に優先 順序を付け、特に 重症な方を早期に 医療機関へ搬送 する。	1時間以 内	死亡者数の増加及び 予後の悪い方が増加 する恐れがある。	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	市民の 健康福 祉の維 持	医療対 策	無	
175	消防部	消防通 信班	知多中 部広域 事務組 合	知多中 部広域 消防指 令セン ター	通常業 務			直接執 行				指令セン ター	5市5町の災害情報配信システ ム等から近隣の情報を収集し、 情報提供を行う。	指令セン ター職員	各署所 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	各種情報を知多 半島レベルで把握 し、情報提供でき るようにする。	0時間 (中断が 許されな い)	初期においては、各 種災害時案が輻輳 し、119番通報の受 理とその情報伝達の みとなる恐れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	災害対 策本部 の設置・運 営	被害情 報の収 集・広 報	無	

通し 番号	災害 対策本 部名	災害 対策本 部名	部局 等名	課名	業務 区分	①業務洗い出し						①業務洗い出し		②目標の設定				非常時優先業務の分類			目標 達成 のため の課題 の有無	備考(特定の状況等)				
						業務名	地域防災計画		業務 種別	執務場所			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	目標の設定		目標設定の理由		基本 方針			大項目	中項目		
							編	章		本庁	半田 病院	半田 消防署				その他	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)						目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合
176	消防部	消防通 信班	知多中 部広域 事務組 合	知多広 域消防 指令セ ンター	通常業 務	災害情報の受理及 び出動命令に関す ること。			直接執 行			指令セ ンター	119番通報を受理後、消防地 震対策本部に連絡する。本部 はこれを受理し、出動等の判断 をする。	指令セ ンター職員 消防地 震対策 本部員	各署所 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	輻輳するであろう 災害事案を短時 間で受理し、消防 対策本部に連絡 する。	0時間 (中断が 許されな い)	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	組織機 能の維 持	職員の 参集、 安否確 認	無	
177	消防部	消防通 信班	知多中 部広域 事務組 合	知多広 域消防 指令セ ンター	通常業 務	通信統制に関する こと。	3	1	直接執 行			指令セ ンター	無線等が輻輳しないように統制 を図る。	指令セ ンター職員	各署所 関係部 局	市民等 の生命・ 身体・財 産の保 護	0時間 (中断が 許されな い)	各出動隊の無線 運用を監視し、場 合によっては統制 をかける。	0時間 (中断が 許されな い)	指令センターが多数 の119番通報のため パニック状態となる恐 れがある。	業務継 続に必 要な態 勢の確 保	組織機 能の維 持	組織運 営	無		